

第4期 横浜市子ども・子育て会議

第1回 子育て部会

日時：平成31年1月22日（火）

午後6時～8時

場所：神奈川県中小企業センタービル

14階多目的ホール

議事次第

1 開会

2 報告事項

「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について

3 議題

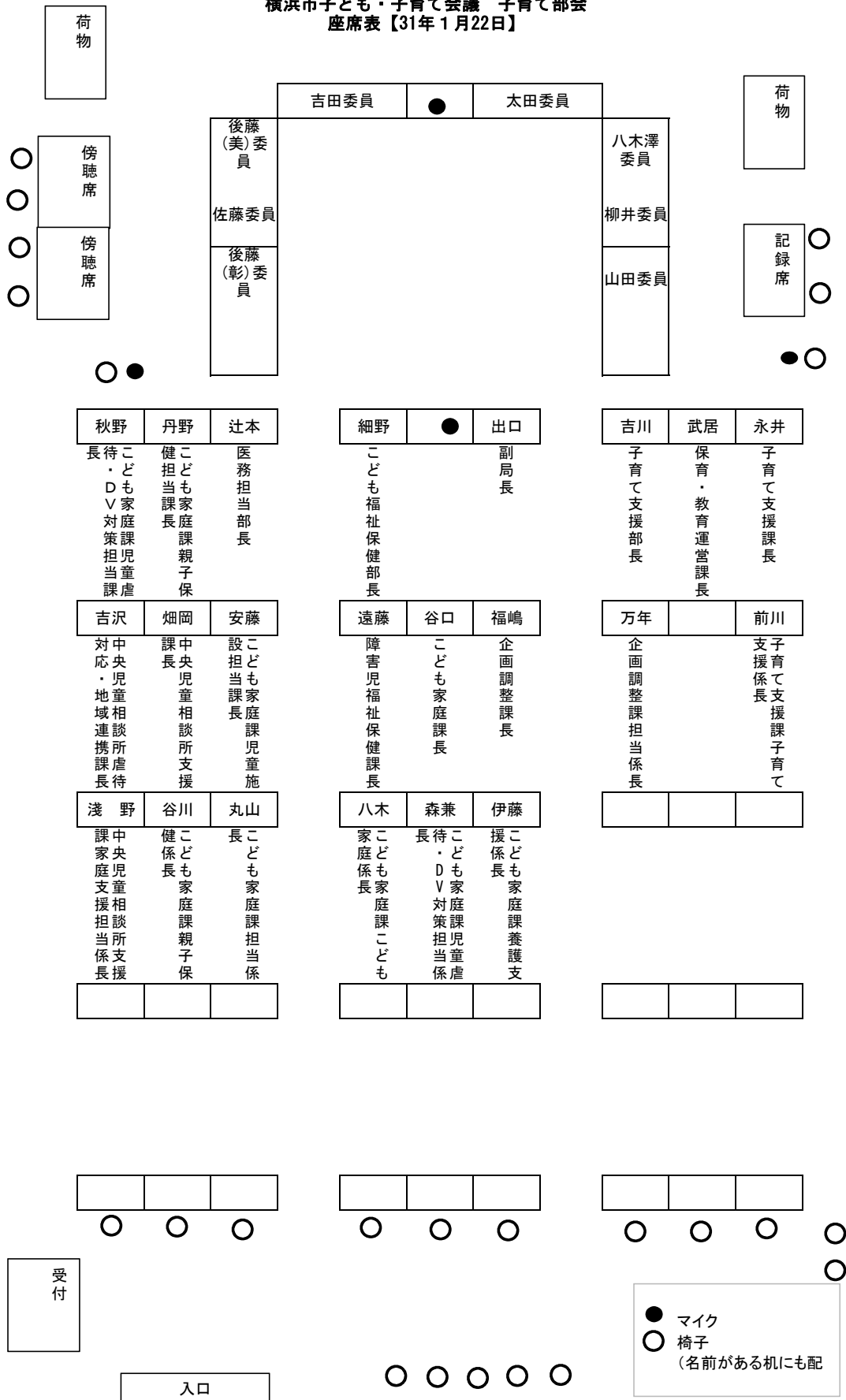
- (1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」(案)について
- (2) その他

4 閉会

[配付資料]

- | | | |
|-----|--|--------------|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 | 委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議子育て部会 | 事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例 | |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 | ※平成30年8月1日改正 |
| 資料5 | 「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について | |
| 資料6 | 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案)について | |

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会
座席表【31年1月22日】



荷物

○
○
○
○
傍聴席

吉田委員	●	太田委員
後藤(美)委員		八木澤委員
佐藤委員		柳井委員
後藤(彰)委員		山田委員

荷物

○
○
○
○
記録席

秋野	丹野	辻本
長待 こども DV 対策 担当 課長	健担 こども 家庭 課長	医務 担当 部長

細野	●	出口
こども 福祉 保健 部長		副 局長

吉川	武居	永井
子育 て支 援部 長	保 育・ 教 育運 営課 長	子育 て支 援課 長

吉沢	畑岡	安藤
対 応・ 地 域 連 携 課 長	課 長 中 央 児 童 相 談 所 支 援	設 担 当 課 長 こ ども 家 庭 課 児 童 施

遠藤	谷口	福嶋
障 害 児 福 祉 保 健 課 長	こ ども 家 庭 課 長	企 画 調 整 課 長

万年		前川
企 画 調 整 課 担 当 係 長		支 援 係 長 子 育 て 支 援 課 子 育 て

浅野	谷川	丸山
課 長 中 央 児 童 支 援 担 当 係 長	健 係 長 こ ども 家 庭 課 親 子 保	長 こ ども 家 庭 課 担 当 係

八木	森兼	伊藤
家 庭 係 長 こ ども 家 庭 課 こ ども	長 待 こ ども DV 対 策 担 当 係	援 係 長 こ ども 家 庭 課 養 護 支

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

受付

入口

○ ○ ○ ○ ○

横浜市子ども・子育て会議 委員名簿【30年11月～32年10月】

＜子育て部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	小田原短期大学 学長	◎ 吉田 眞理
2	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○ 太田 恵蔵
3	横浜商工会議所 女性会 副会長	後藤 美砂子
4	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	佐藤 慎一郎
5	市民委員	難波 裕子
6	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	八木澤 恵奈
7	横浜地域連合 副議長	柳井 健一
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人	山田 美智子
9	神奈川県小児保健協会 会長	臨 後藤 彰子

◎：部会長

○：職務代理者

臨：臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 子育て部会事務局名簿

こども青少年局

平成30年4月1日現在

区分	所 属	氏 名
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	出 口 洋 一
	こども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
	子育て支援部長	吉 川 直 友
	こども福祉保健部長	細 野 博 嗣
課 長	企画調整課長	福 嶋 誠 也
	子育て支援課長	永 井 由 香
	保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	保育・教育運営課運営指導等担当課長	小 田 繁 治
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	秋 野 奈 緒 子
	こども家庭課児童施設担当課長	安 藤 敦 久
	こども家庭課親子保健担当課長	丹 野 久 美
	障害児福祉保健課長	遠 藤 文 哉
	中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	吉 沢 賢 治
係 長	企画調整課企画調整係長	三 堀 浩 平
	企画調整課担当係長	万 年 邦 佳
	子育て支援課子育て支援係長	前 川 周
	子育て支援課担当係長	矢 原 亜 紀
	子育て支援課担当係長	佐々木 誠 幸
	保育・教育運営課運営調整係長	大 槻 彰 良
	保育・教育運営課指導等担当係長	長 田 和 彦
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当係長	森 兼 亜 紀 子
	こども家庭課養護支援係長	伊 藤 亜 希
	こども家庭課親子保健係長	谷 川 み ち る
	こども家庭課担当係長	丸 山 尚 子
	こども家庭課担当係長	藤 浪 博 子
	障害児福祉保健課担当係長	柄 洋 平
	障害児福祉保健課整備担当係長	畠 山 重 徳
	障害児福祉保健課担当係長	土 屋 友 美
	障害児福祉保健課担当係長	酒 井 拓 水
	中央児童相談所支援課家庭支援担当係長	浅 野 信

事務担当

こども家庭課長	谷 口 千 尋
こども家庭課こども家庭係長	八 木 慶 子

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）については、現行計画の計画期間が平成31年度までとなっています。来年度（31年度）末の次期計画（計画期間：32年度～36年度）策定に向けて、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、アンケート調査を実施しましたのでご報告します。

1 調査の種類

- (1) 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査
- (2) 小学生の放課後等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査

2 抽出方法・抽出（発送）数

住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

- (1) 未就学児調査 62,677人（前回（平成25年）：65,590人）
- (2) 小学生調査 66,358人（前回（平成25年）：66,190人）
- 合計 129,035人（前回（平成25年）：131,780人）

3 調査期間

平成30年6月14日～7月10日（前回：平成25年7月26日～8月23日）

4 調査票の回収状況

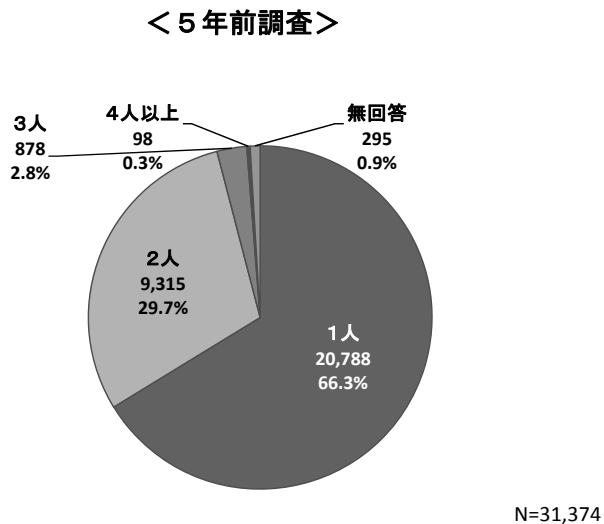
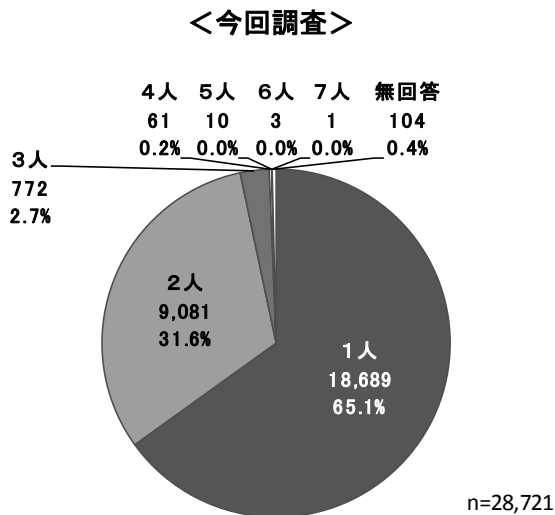
	平成30年（今回）		＜参考＞平成25年（前回）	
	回収数	回収率	回収数	回収率
(1) 未就学児調査	28,721	45.8%	31,374	47.8%
(2) 小学生調査	30,738	46.3%	28,718	43.4%
合計	59,459	46.1%	60,092	45.6%

【未就学児調査】（一部抜粋）

1 子どもと家族の状況

問3 あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。

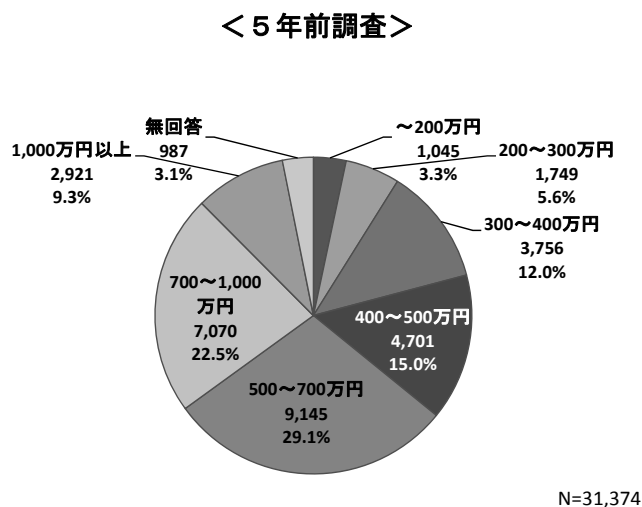
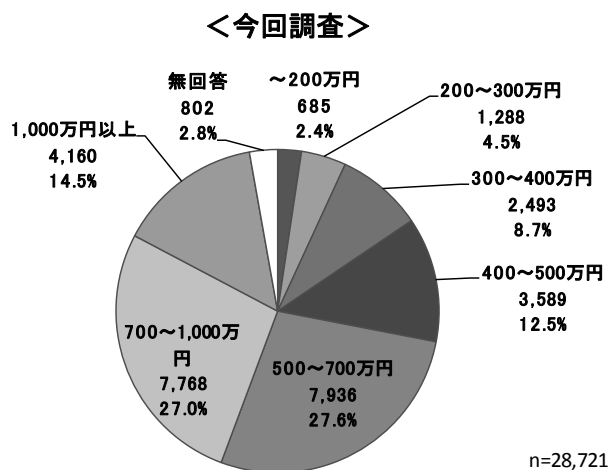
【子どもの人数】



○子どもの人数は1人の世帯が65.1%を占め、2人の世帯が31.6%、3人以上の世帯は約3%である。5年前と比べて、子どもが2人の世帯が29.7%→31.6%と1.9ポイント増加している。

問7 世帯の年収をお伺いします。（1つに○）

【世帯の年収】

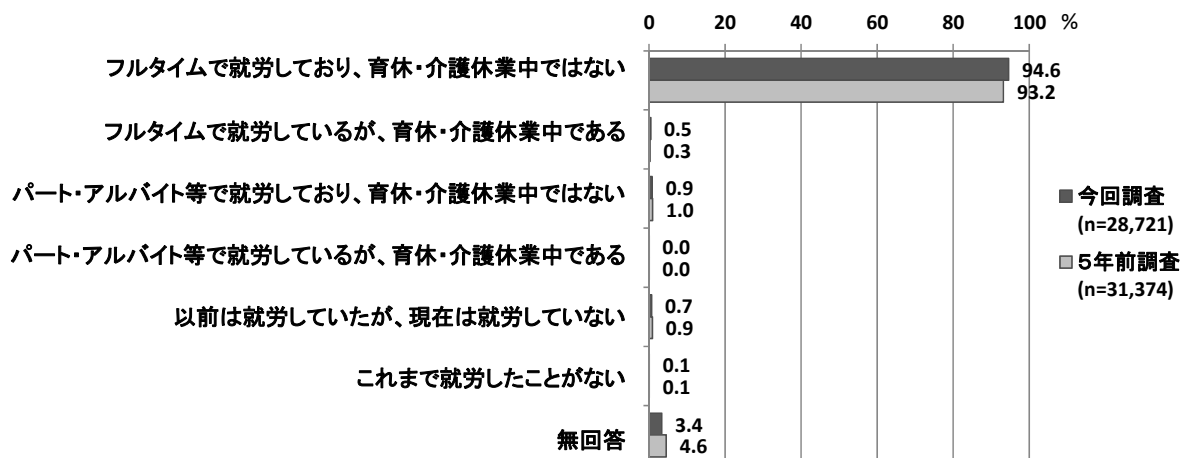


○世帯の年収は「500～700万円」が27.6%でもっとも多く、次いで「700～1,000万円」が27.0%となっている。5年前と比べると700万円以上の割合が31.8%→41.5%と9.7ポイント増えている。

2 保護者の就労状況

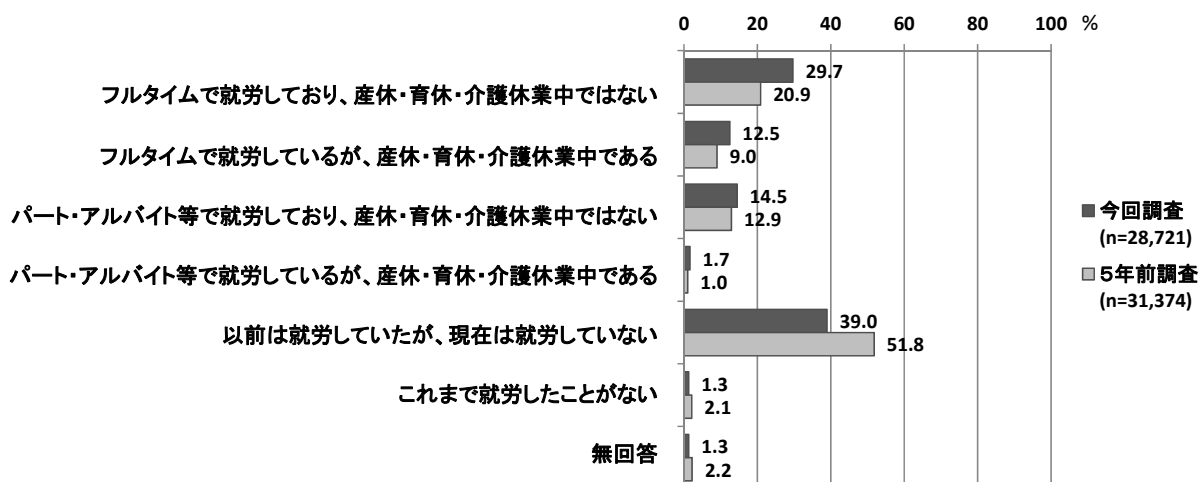
問 10 父親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。（1つに○）

【父親の就労状況】



問 11 母親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。（1つに○）

【母親の就労状況】



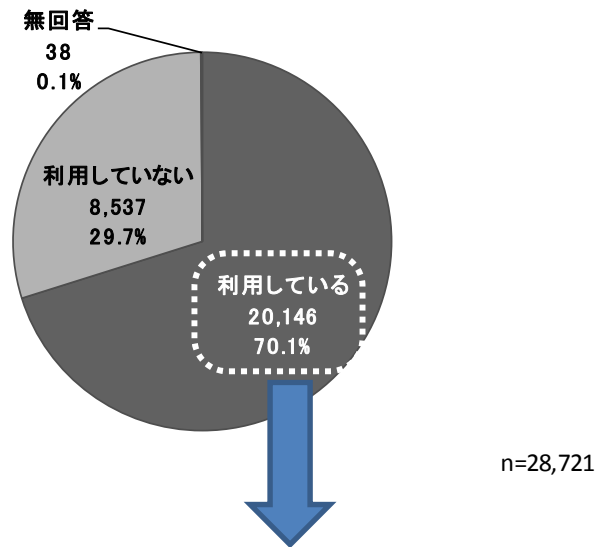
○父親は育休中等を含む「フルタイム」が95.1%で、「パート・アルバイト等」(0.9%)を合わせると96.0%が就労しており、5年前(94.5%)と比べて1.5ポイント増加している。

○母親は育休中等を含む「フルタイム」が42.2%で、「パート・アルバイト等」(16.2%)を合わせると58.4%が就労しており、5年前(43.8%)と比べて14.6ポイント増加している。

3 日中の定期的な教育・保育事業の利用

問 15 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「日中の定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。(1つに○)

【利用の有無】

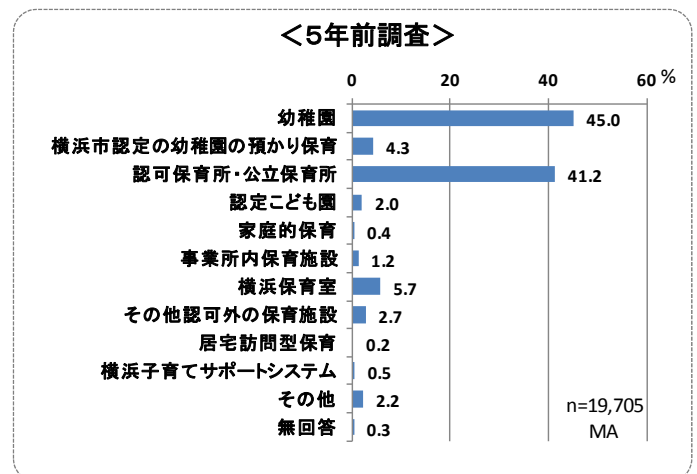
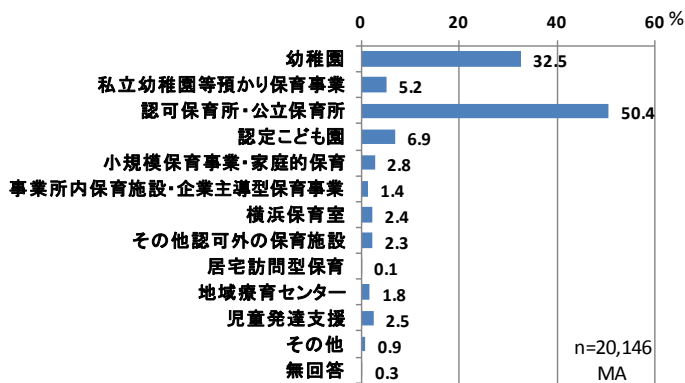


問 15-1 問 15 で「1. 利用している」に○をつけた方にお伺いします。

次のどのような教育・保育の事業を利用していますか。

年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(あてはまるものすべてに○)。

【利用している事業】



○利用の有無について、「利用している」が70.1%となっており、そのうち幼稚園が32.5%、私立幼稚園等預かり保育事業が5.2%、認可保育所・公立保育所が50.4%、認定こども園が6.9%となっている。5年前と比べると、認可保育所・公立保育所の利用が41.2%→50.4%と9.2ポイント増加している。

「日中に定期的にご利用している教育・保育事業」—子どもの年齢別

		問15-1 定期的にご利用している教育・保育の事業													
		合計	幼稚園	私立幼稚園等 預かり 保育事業	認可保育所・ 公立保育所	認定こ ども園	小規模 保育事 業・家 庭的保 育	事業所 内保育 施設・ 企業主 導型保 育事業	横浜保 育室	その他 認可外 の保育 施設	居宅訪 問型保 育	地域療 育セン ター	児童発 達支援	その他	無回答
問2 年齢	全体	20,146	32.5	5.2	50.4	6.9	2.8	1.4	2.4	2.3	0.1	1.8	2.5	0.9	0.3
	0歳	1,140	0.7	0.4	79.5	0.8	7.0	2.9	5.4	2.2	0.6	0.4	0.5	0.6	0.4
	1歳	2,393	0.6	0.4	72.0	2.1	9.9	4.7	6.0	3.6	0.0	0.2	0.4	0.8	0.4
	2歳	2,949	10.6	0.7	63.5	4.4	7.2	2.6	4.5	3.9	0.2	1.0	1.7	2.8	0.5
	3歳	4,426	42.5	5.3	44.3	8.0	0.1	0.5	1.1	2.1	0.1	1.9	2.3	0.7	0.4
	4歳	4,518	46.4	7.8	40.2	9.4	0.3	0.5	0.9	1.7	0.1	2.3	2.9	0.4	0.3
	5歳	4,423	48.7	9.1	38.9	8.9	0.2	0.3	0.9	1.5	0.1	3.0	4.4	0.4	0.3

○子どもの年齢別にみると、0歳から3歳までは「認可保育所・公立保育所」が44.3%～79.5%と最も多い。4歳と5歳では「幼稚園」が46.4%と48.7%で最も多い。

4 平日の日中に定期的にご利用したい教育・保育事業

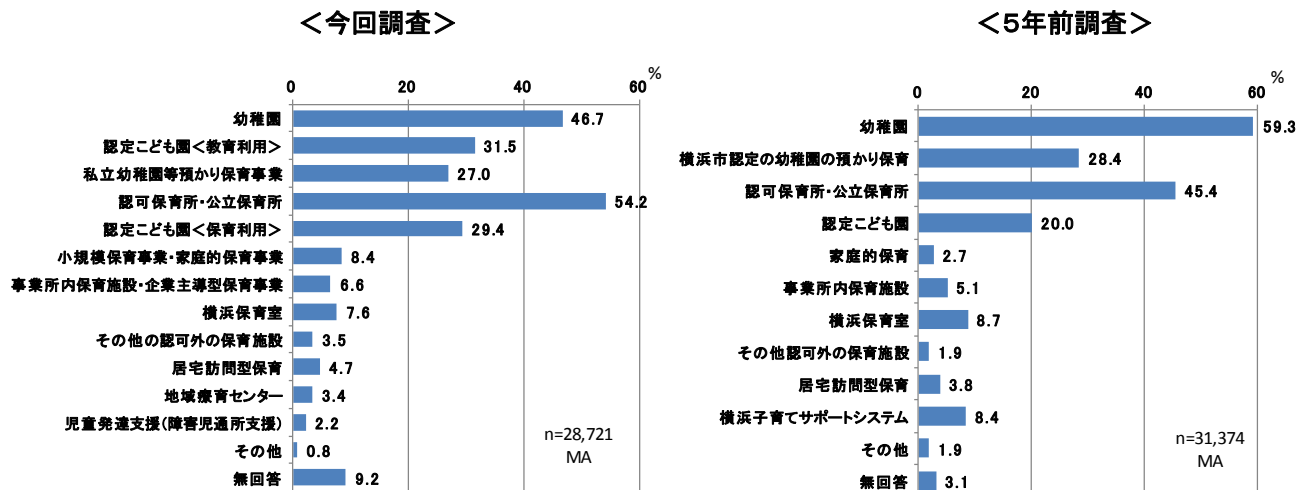
次の質問は、本アンケート回答時点で「幼児教育・保育の無償化」が実施されていると仮定してお答えください。

なお、無償化の対象かどうかは、あて名のお子さんの現在の年齢でみてください。

問16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

「平日の日中に定期的にご利用したい教育・保育事業」－5年前との比較



「平日の日中に定期的にご利用したい教育・保育事業」－子どもの年齢別

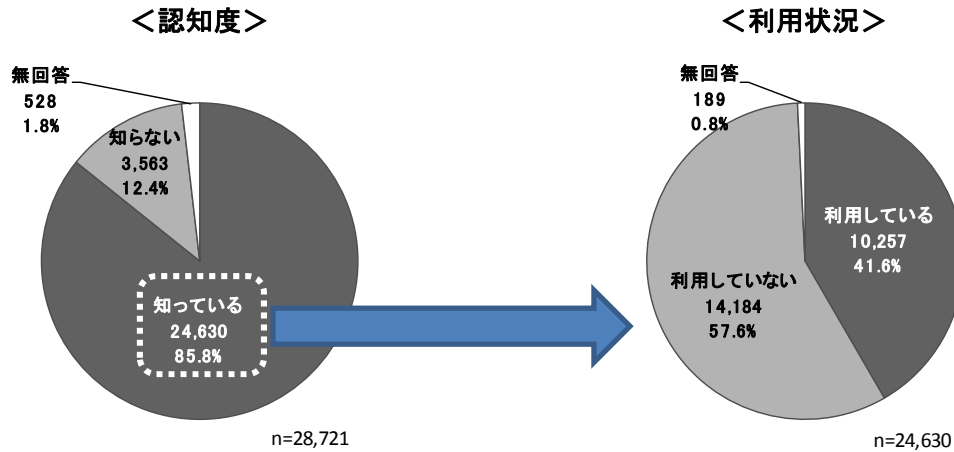
問2 年齢	合計	問16 平日の日中の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業													
		幼稚園	認定こども園<教育利用>	私立幼稚園等預かり保育事業	認可保育所・公立保育所	認定こども園<保育利用>	小規模保育事業・家庭的保育事業	事業所内保育施設・企業主導型保育事業	横浜保育室	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	地域療育センター	児童発達支援(障害児通所支援)	その他	無回答
全体	28,721	46.7	31.5	27.0	54.2	29.4	8.4	6.6	7.6	3.5	4.7	3.4	2.2	0.8	9.2
0歳	5,144	46.0	32.8	22.0	69.8	43.9	18.9	12.5	16.4	6.4	5.3	2.4	1.1	0.8	7.2
1歳	4,845	46.5	33.3	25.1	62.5	35.0	12.2	8.0	9.5	3.8	5.2	2.2	1.4	0.9	8.6
2歳	4,679	47.9	32.7	28.5	54.4	29.1	7.1	5.6	6.1	2.9	4.6	3.1	2.0	0.8	8.8
3歳	4,625	46.5	30.6	28.7	49.0	23.8	4.4	4.7	4.5	2.6	5.0	4.0	2.4	0.8	8.8
4歳	4,581	46.8	29.6	29.5	44.3	22.2	3.3	4.2	4.0	2.4	3.8	4.4	3.2	0.4	10.7
5歳	4,450	47.1	29.8	29.2	42.8	20.4	3.3	3.6	3.9	2.1	4.1	4.4	3.4	0.7	10.8

○「幼稚園」が46.7%、「認定こども園<教育利用>」が31.5%、「私立幼稚園等預かり保育事業」が27.0%、「認可保育所・公立保育所」が54.2%、「認定こども園<保育利用>」が29.4%となっている。5年前と比べると「認定こども園」や「認可保育所・公立保育所」が増加している。○子どもの年齢別にみると、0歳から3歳までは「認可保育所・公立保育所」が49.0%~69.8%ともっとも多く、4歳と5歳では「幼稚園」が46.8%と47.1%でもっとも多い。

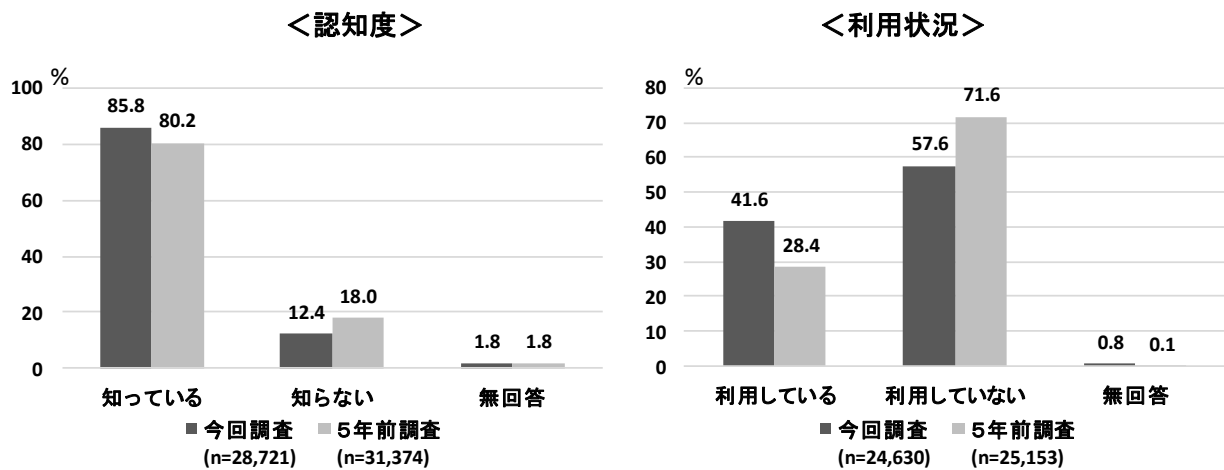
5 親子の居場所の認知と利用

問 22 下記の「親子の居場所」について、それぞれの親子の居場所を知っているか、利用の有無とその目的・理由、現在利用している一月あたりの日数について、それぞれお答えください。

【地域子育て支援拠点】



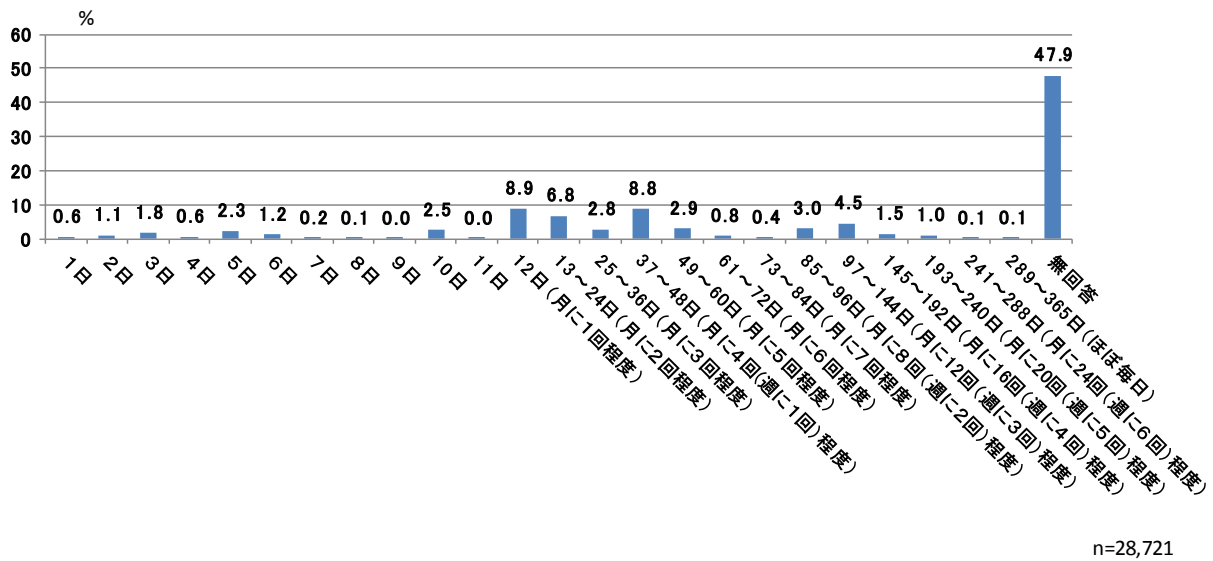
「地域子育て支援拠点の認知と利用」－5年前との比較



○「地域子育て支援拠点」の認知度は85.8%と高く、知っている人の41.6%が利用している。5年前と比べて、認知度は5.6ポイント、利用は13.2ポイント増加している。

問 22-1 「親子の居場所」について、今後、どれくらい利用したいですか。

【親子の居場所を利用したい日数/年】

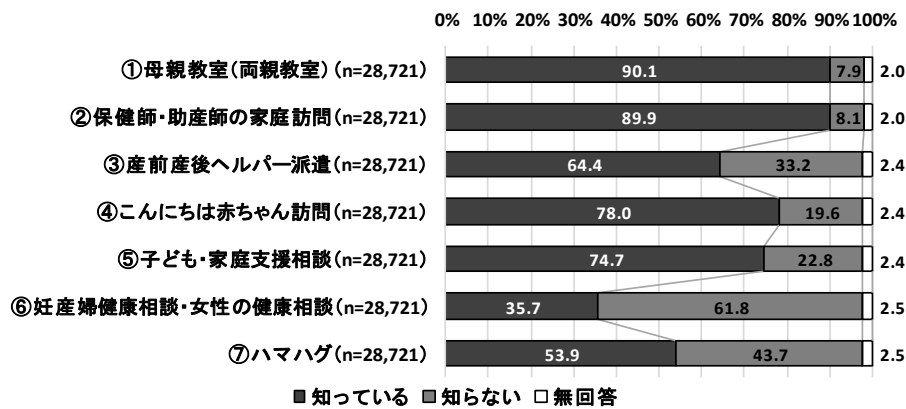


○親子の居場所を利用したい日数/年は、「12日 (月に1回程度)」(8.9%)と「37~48日 (月に4回程度)」(8.8%)が多い。

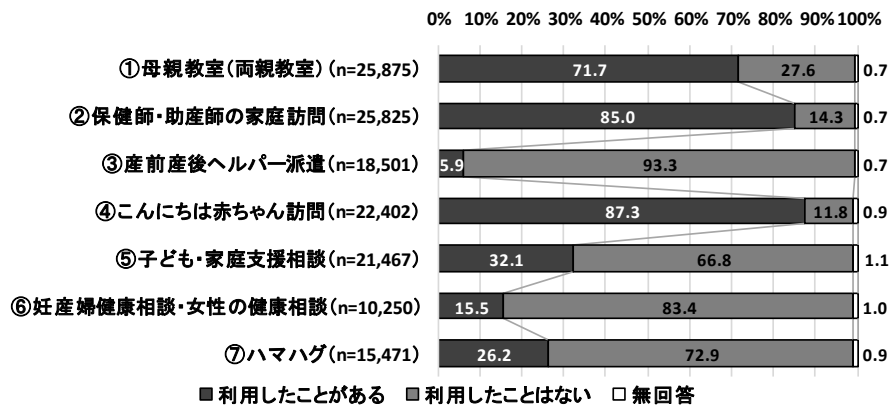
6 子育て支援に関する事業の認知と利用

問 26 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

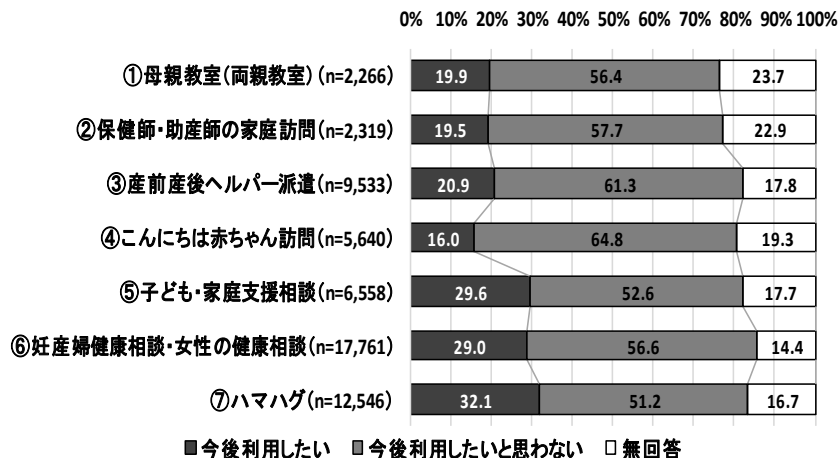
【知っている事業】



【(知っている人のうち)これまでに利用したことがある事業】



【(知らない人のうち)今後利用したい事業】

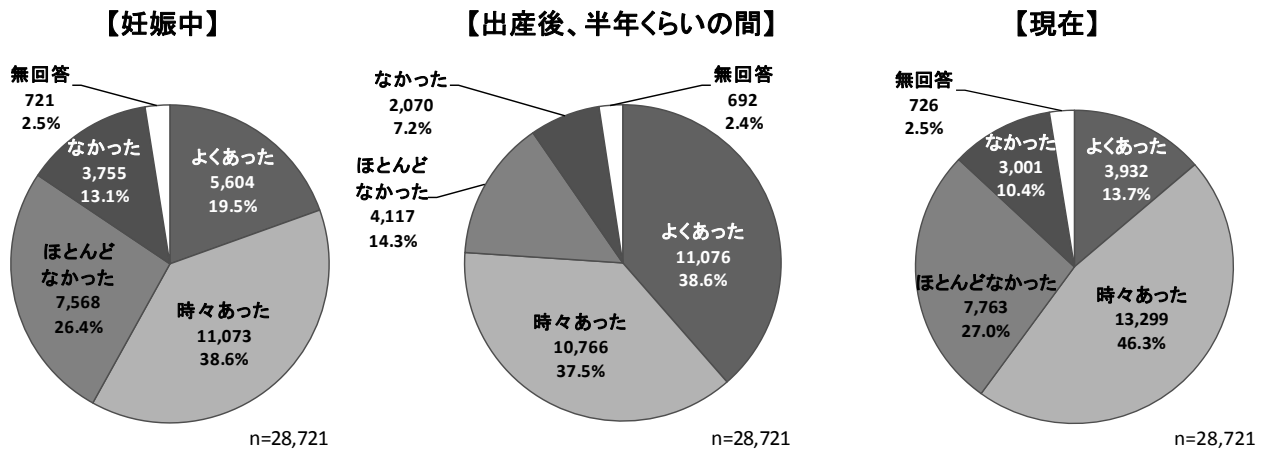


- 「知っている事業」は、「母親教室(両親教室)」が90.1%、「保健師・助産師の家庭訪問」が89.9%が多い。
- 「(知っている人のうち)利用したことがある事業」は「こんにちは赤ちゃん訪問」が87.3%、「保健師・助産師の家庭訪問」が85.0%が多い。
- 「(知らない人のうち)今後利用したい事業」は「ハマハグ」が32.1%、「子ども・家庭支援相談」が29.6%が多い。

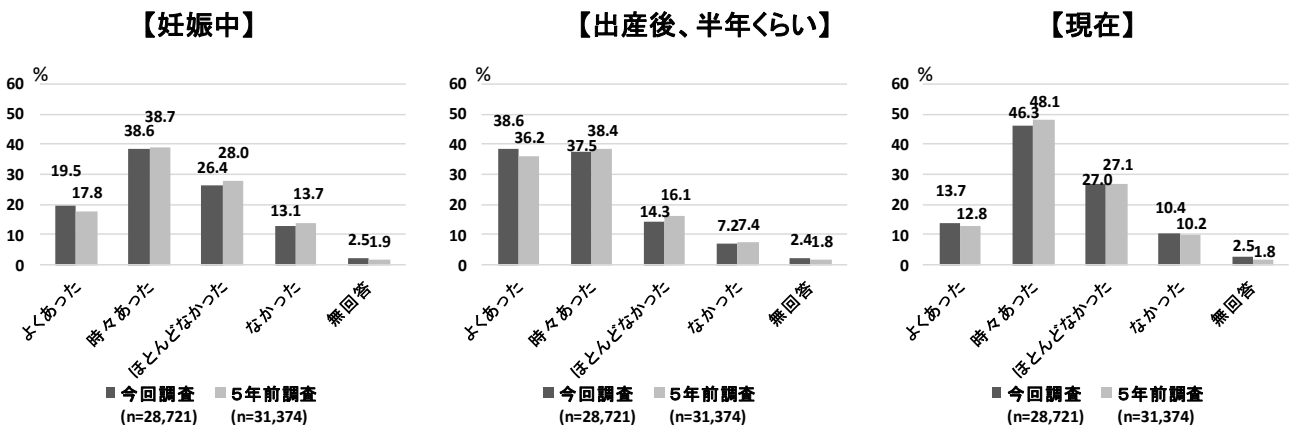
7 子育てで不安を感じたり自信が持てなくなることの有無

問 47 妊娠中から現在までで、子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなることがありますか。

(それぞれ1つに○)



「子育てで不安を感じたり自信が持てなくなることの有無」-5年前との比較

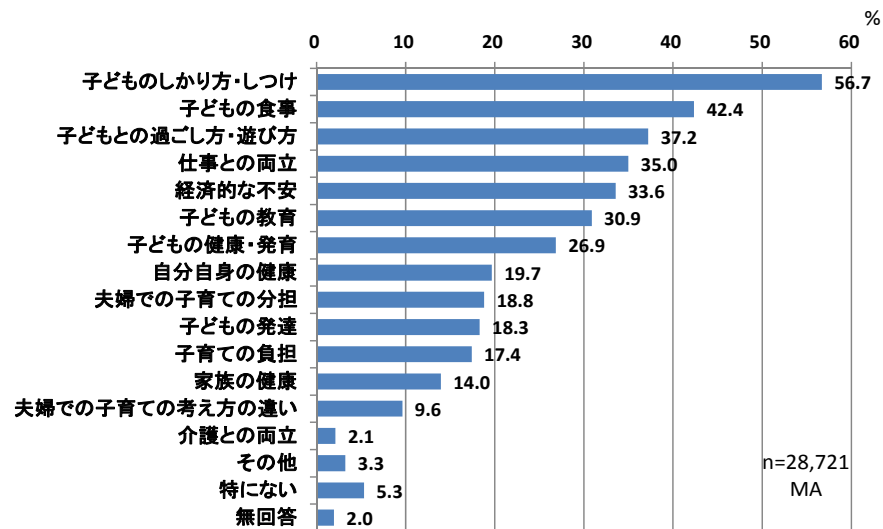


○「よくあった」「時々あった」を合わせると、「妊娠中」が58.1%、「出産後、半年ぐらゐの間」が76.1%、「現在」が60.0%となっている。5年前と比べると、「よくあった」が、「妊娠中」「出産後、半年ぐらゐの間」「現在」のいずれにおいても増えている。

8 子育てに関する困りごと

問 48 現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

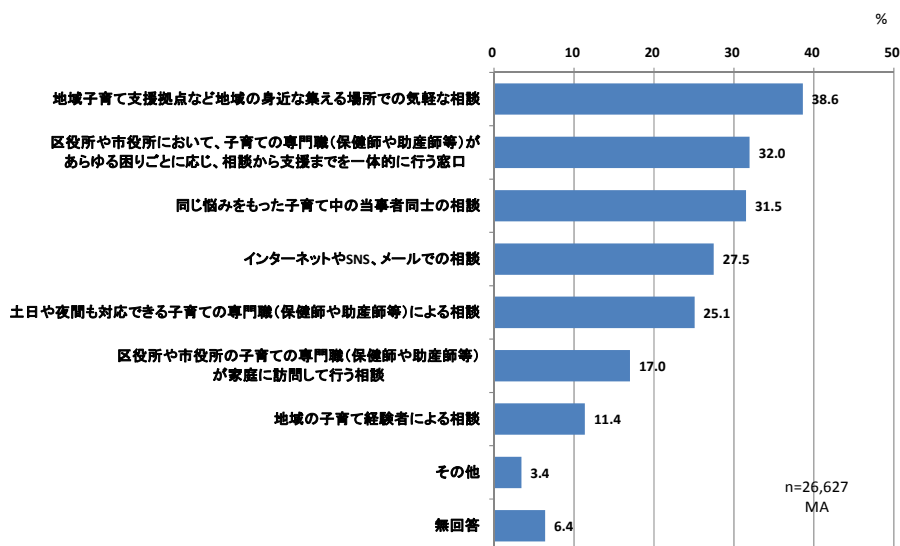
【子育てをしていて感じる困りごと】



○「子どものしかり方・しつけ」が56.7%でもっとも多く、次いで「子どもの食事」が42.4%、「子どもとの過ごし方・遊び方」が37.2%、「仕事との両立」が35.0%となっている。

問 49 子育てに関する困りごとに対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。(あてはまるものすべてに○)

【困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先】

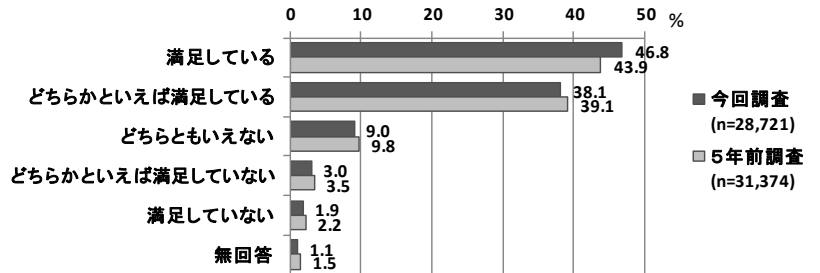
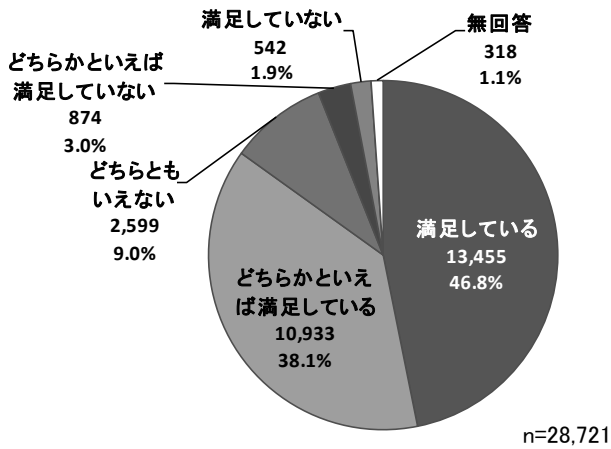


○困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先は、「地域子育て支援拠点など地域の身近な集える場所での気軽な相談」が38.6%でもっとも多く、次いで「区役所や市役所において、子育ての専門職(保健師や助産師等)があらゆる困りごとに応じ、相談から支援までを一体的に行う窓口」が32.0%、「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が31.5%となっている。

9 子どもを育てている現在の生活の満足度

問 51 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。(1つに○)

「子どもを育てている現在の生活の満足度」-5年前との比較



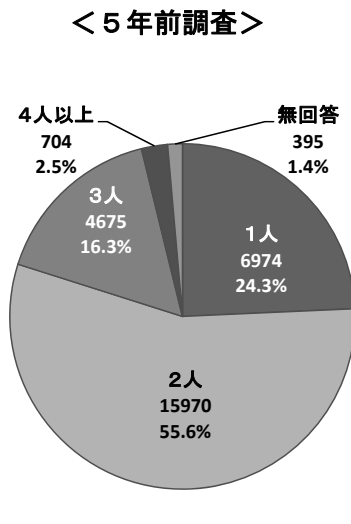
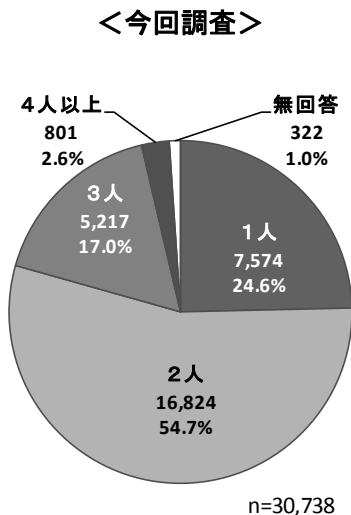
○「満足している」(46.8%)と「どちらかといえば満足している」(38.1%)を合わせると84.9%で、5年前(83.0%)と比べて1.9ポイント増えている。

【小学生調査】（一部抜粋）

10 子どもと家族の状況

問4 あて名のお子さんを含めたお子さんの人数をお伺いします。

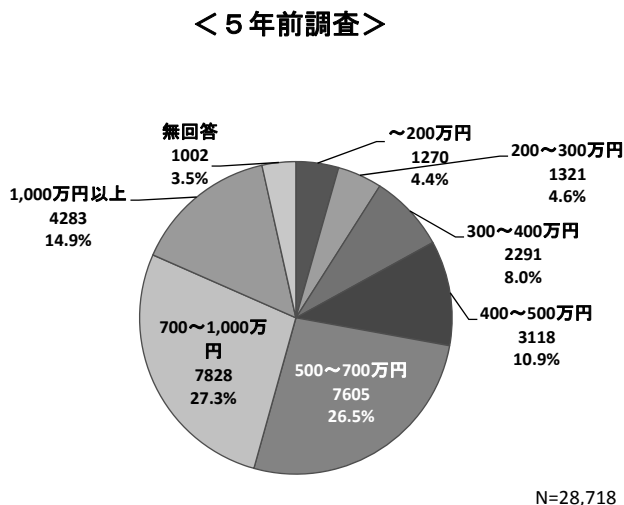
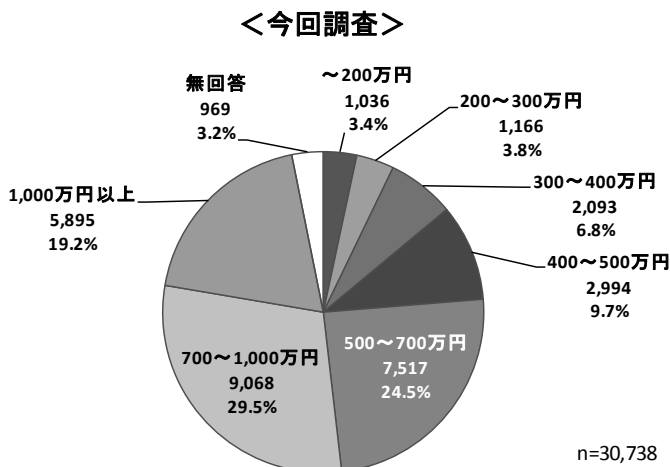
【子どもの人数】



○子どもの人数は2人の世帯が54.7%を占め、1人の世帯は24.6%、3人以上の世帯は19.6%となっている。5年前と比べると、子どもが3人以上の世帯が18.8%→19.6%と0.8ポイント増加している。

問8 世帯の年収をお伺いします。（1つに○）

【世帯の年収】

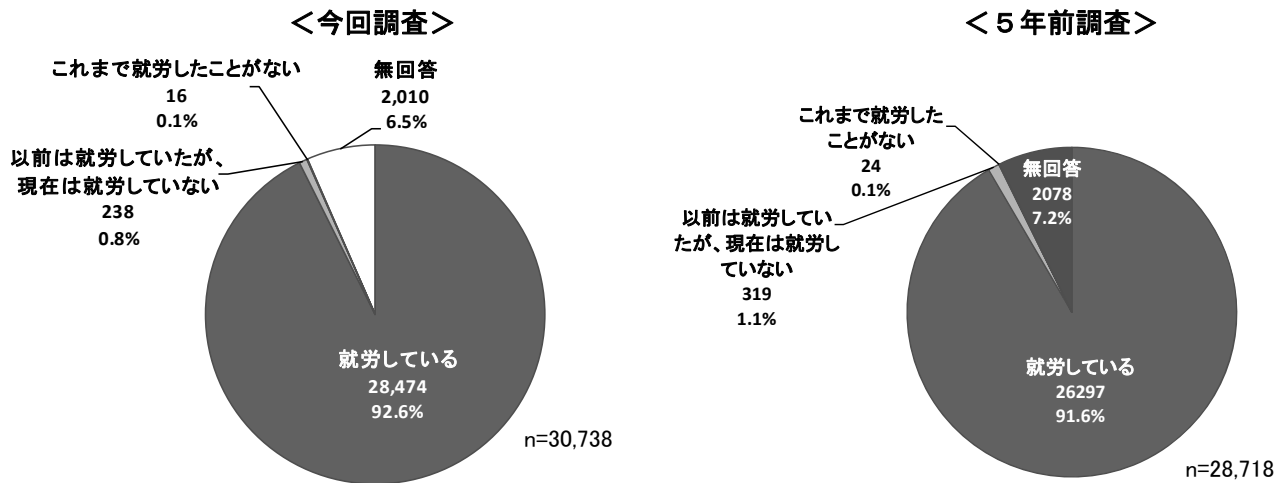


○世帯の年収は「700~1,000万円」が29.5%でもっとも多く、次いで「500~700万円」が24.5%となっている。5年前と比べると700万円以上の割合が42.2%→48.7%と6.5ポイント増えている。

11 保護者の就労状況

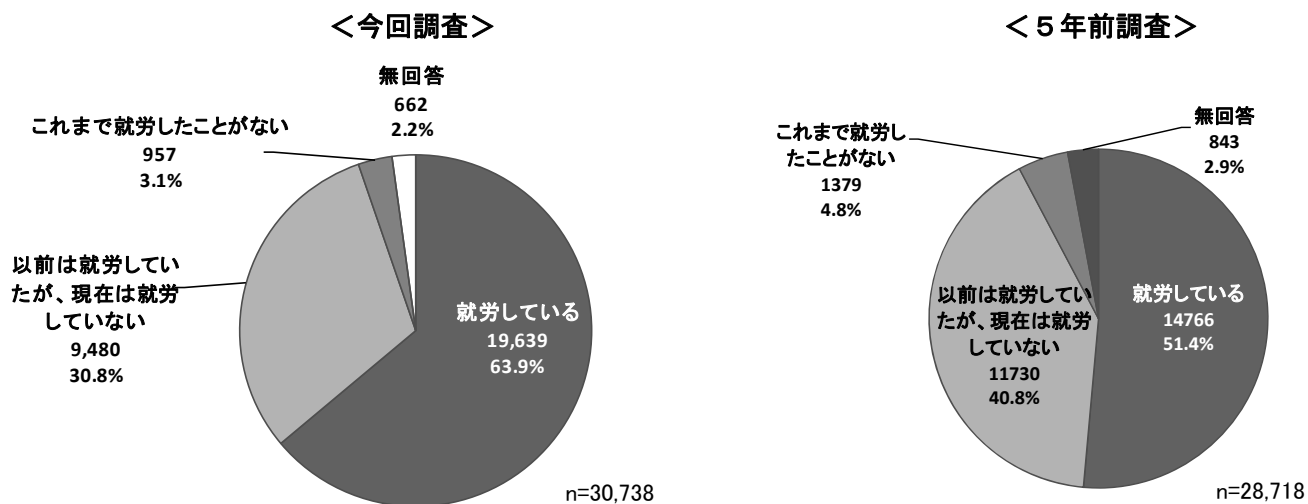
問9 父親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。（1つに○）

【父親の就労状況】



問10 母親の就労状況（自営業及びその家族従事者含む）をお伺いします。（1つに○）

【母親の就労状況】

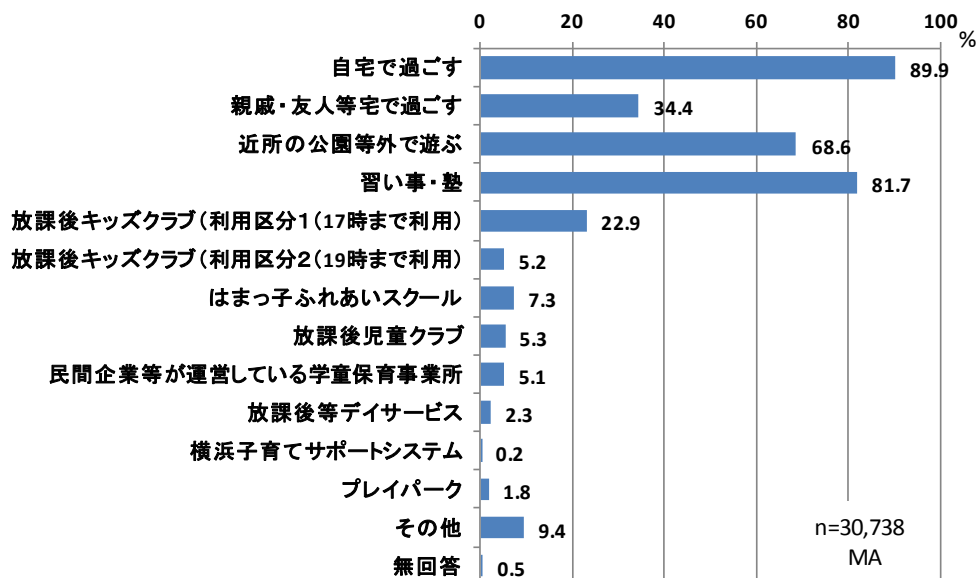


○父親の92.6%は就労しており、5年前（91.6%）と比べると1.0ポイント増加している。
 ○母親の63.9%は就労しており、5年前（51.4%）と比べると12.5ポイント増加している。

12 放課後等の時間の過ごし方

問 12 通常期（学校の長期休業中を除く）の月～日曜日の放課後等の時間（土曜日、日曜日は一日中を想定）にどのように過ごしているか（事業を利用しているか）をお答えください。

（複数回答可）



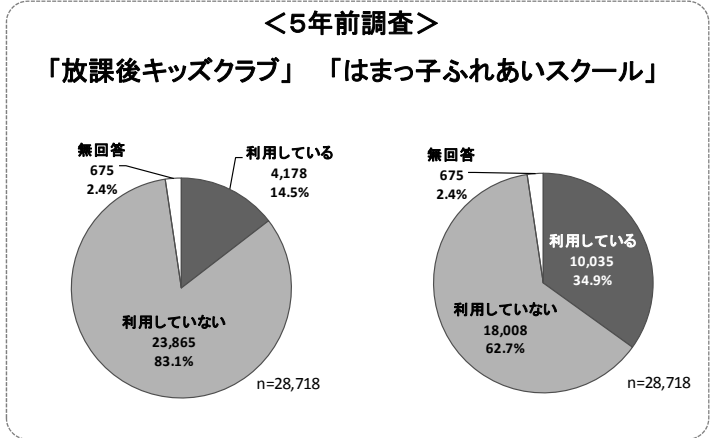
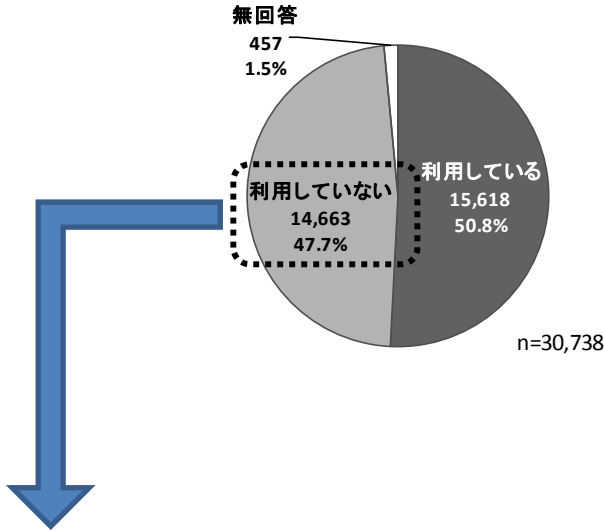
○「自宅で過ごす」が89.9%でもっとも多く、次いで「習い事・塾」が81.7%、「近所の公園等外で遊ぶ」が68.6%となっている。

13 「放課後キッズクラブ」又は「はまっ子ふれあいスクール」の利用

問 14 お子さんの通う小学校にある「放課後キッズクラブ」又は「はまっ子ふれあいスクール」について、以下の質問にお答えください。

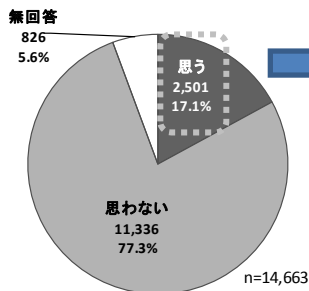
「放課後キッズクラブ」又は「はまっ子ふれあいスクール」を利用していますか？（いずれかに○）

【利用の有無】



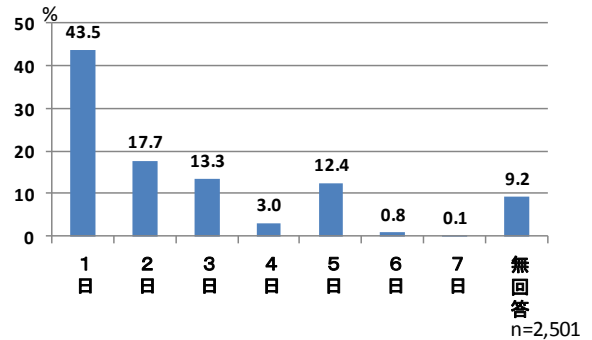
【利用していない方】

今後、利用したいと思いますか。



【利用したいと思う場合】

週何日くらい利用したいですか。



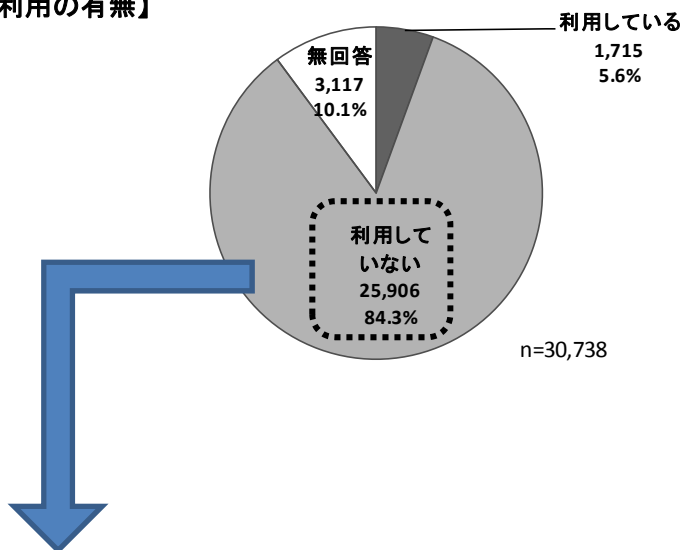
○利用している人は50.8%で、5年前（放課後キッズクラブ14.5%と、はまっ子ふれあいスクール34.9%を合わせて49.4%）と比べると、1.4ポイント増えている。
○利用していない人（47.7%）のうち今後利用したいと思う人は17.1%で、利用希望日数は「週1日」が43.5%でもっとも多い。

14 放課後児童クラブの利用

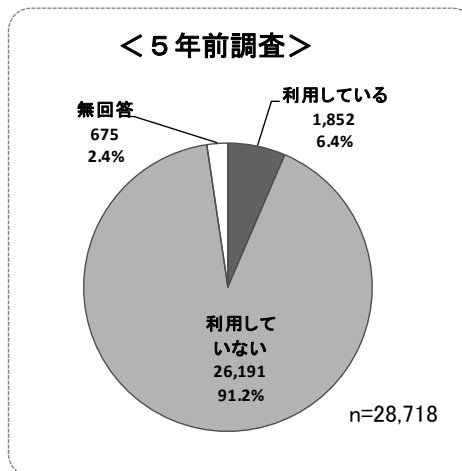
問 17 放課後児童クラブについて、以下の質問にお答えください。

放課後児童クラブを利用していますか？（いずれかに○）

【利用の有無】

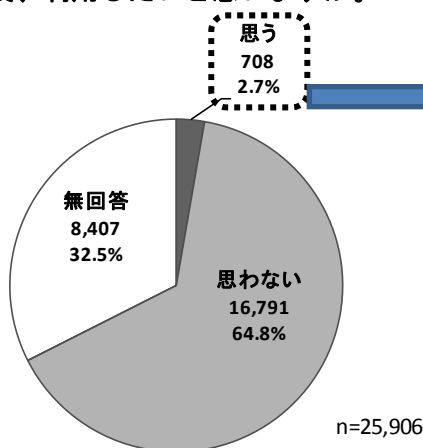


< 5 年前調査 >



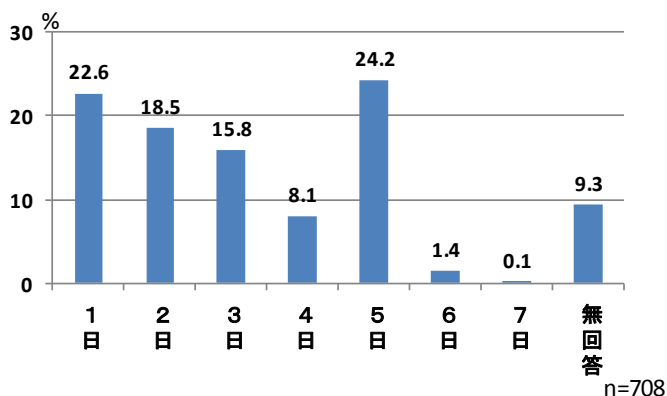
【利用していない方】

今後、利用したいとしますか。



【利用したいと思う場合】

週何日くらい利用したいですか。



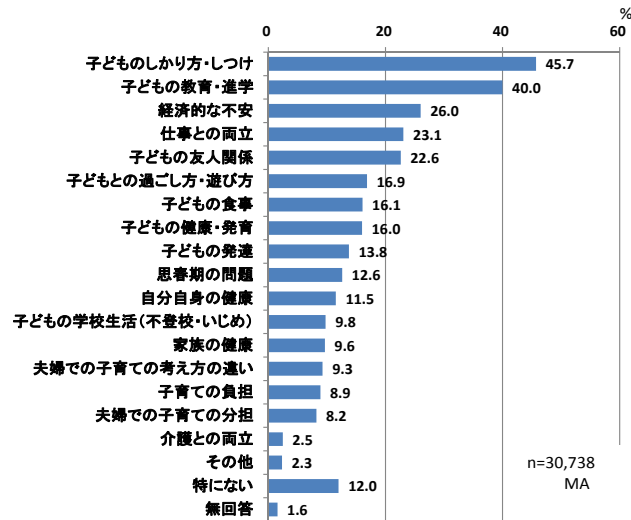
○利用している人は 5.6% で、5 年前 (6.4%) と比べると、0.8 ポイント減っている。

○利用していない人 (84.3%) のうち今後利用したいと思う人は 2.7% で、利用希望日数は「週 5 日」が 24.2% でもっとも多い。

15 子育てに関する困りごと

問 37 現在、子育てをしていて感じている困りごとは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

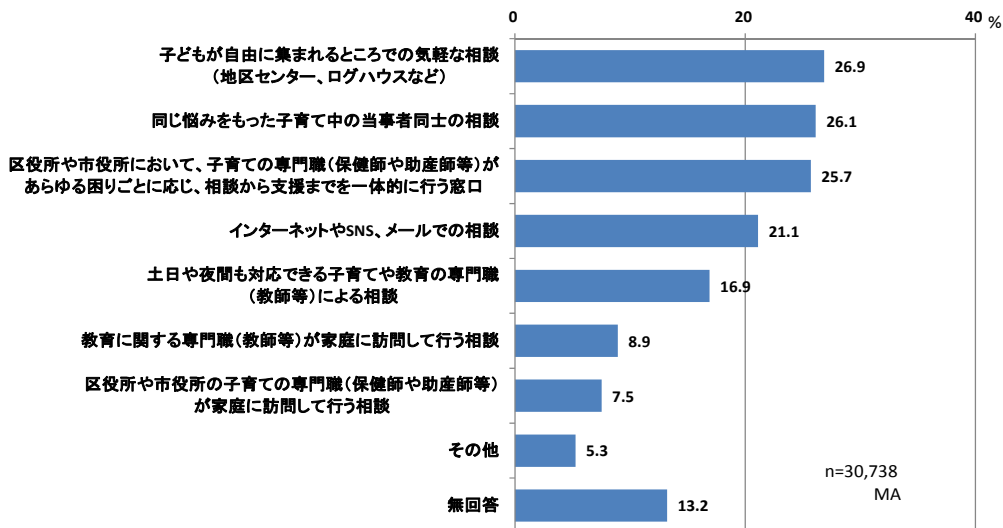
【子育てをしていて感じる困りごと】



○「子どものしかり方・しつけ」が45.7%でもっとも多く、次いで「子どもの教育・進学」が40.0%、「経済的な不安」が26.0%、「仕事との両立」が23.1%となっている。

問 38 子育てに関する困りごとに具体的に対応するために、どのような相談先があれば相談しやすいですか。(あてはまるものすべてに○)

【困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先】

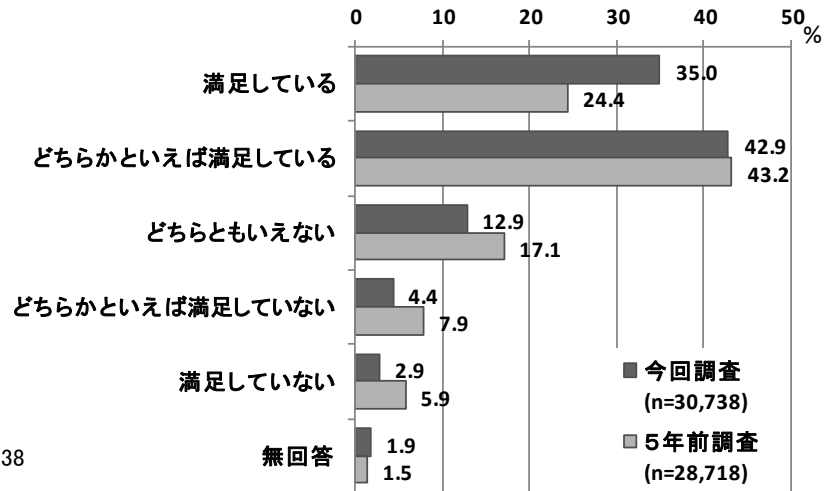
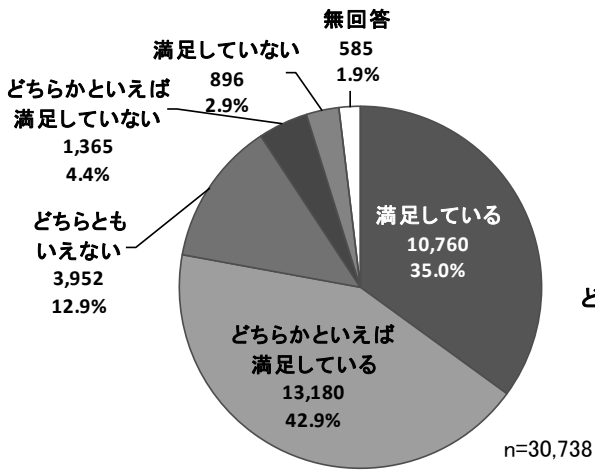


○困りごとに対応するためにあれば相談しやすい相手先は、「子どもが自由に集まれるところでの気軽な相談」が26.9%でもっとも多く、次いで「同じ悩みをもった子育て中の当事者同士の相談」が26.1%、「区役所や市役所において、子育ての専門職(保健師や助産師等)があらゆる困りごとに応じ、相談から支援までを一体的に行う窓口」が25.7%となっている。

16 子どもを育てている現在の生活の満足度

問 39 子どもを育てている現在の生活に満足していますか。(1つに○)

「子どもを育てている現在の生活の満足度」-5年前との比較



○「満足している」(35.0%)と「どちらかという満足している」(42.9%)を合わせると77.9%で、5年前(67.6%)と比べると10.3ポイント増えている。

次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案)について

【趣旨】

- ◆ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下「計画」)には、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)及び量の見込みに対応する「確保方策」(確保量)を記載しています。
- ◆ 現行計画の計画期間が31年度までとなっていることから、次期計画(計画期間:32年度~36年度)の策定に向けて、「量の見込み」及び「確保方策」の検討を進めます。
- ◆ 本部会で所掌する事業(次頁参照)に関する「量の見込み」については本日及び1月31日、「確保方策」については今年5月頃からご審議いただく予定です。

【次期計画策定までの主なスケジュール(予定)】

平成31年1月~	各部会において、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の検討
3月頃	総会において「量の見込み」(暫定値)のとりまとめ
5月頃~	各部会において、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」の検討
7月頃~	総会・各部会において、計画素案(案)の検討
9月頃	総会において、計画素案(案)（「量の見込み」及び「確保方策」を含む）のとりまとめ
10月頃	計画素案公表、パブリックコメントの実施
12月頃	各部会において、計画原案(案)の検討 総会において、計画原案(案)のとりまとめ
32年3月	計画策定

1 事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

事業区分		本市実施事業	所掌部会			
			子育て	保育・教育	放課後	
保育・教育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 				
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 		○		
地域子ども・子育て支援事業	1	利用者支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子育てパートナー ・保育・教育コンシェルジュ事業 ・母子保健コーディネーター 	○	○	
	2	時間外保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業（夕延長） 		○	
	3	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ ・放課後キッズクラブ（一部） 			○
	4	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ ・トワイライト・ステイ ・母子生活支援施設緊急一時保護事業 	○		
	5	乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問事業 	○		
	6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 	○		
	7	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・親と子のつどいの広場事業 ・保育所子育てひろば ・幼稚園はまっ子広場事業 等 	○		
	8	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園での一時預かり ・保育所での一時保育 ・横浜保育室での一時保育 ・乳幼児一時預かり事業 ・親と子のつどいの広場での一時預かり ・24時間緊急一時預かり ・休日保育の一時預かり 	○	○	
	9	病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業 	○		
	10	子育て援助活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子育てサポートシステム事業 	○		
	11	妊婦に対して健康診査を実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査事業 	○		

2 現行計画における「量の見込み」について

(1) 算出根拠

計画策定の際、国から、量の見込みの算出にあたっての考え方や算出方法が、全国一律の参酌標準（参考とするべき基準）として示されました（「基本指針」、「手引き」）。

本市では、これらをもとにして、必要に応じて本市の実情等を加味して、事業ごとに量の見込みを算出しています。

(2) 算出方法

一般的な算出方法としては、対象となる児童数（推計人口）に、利用ニーズ把握のための調査（平成 25 年度実施）により求めた潜在家庭類型（父母の有無及び就労状況により 8 種類に分類）の割合と、各事業の利用意向の割合を掛け合わせた値を計画最終年度の 31 年度の量の見込み（到達点）として算出しています。

また、平成 31 年度に向けた各年度（27～30 年度）の量の見込みについては、25 年度の実績値を起点として、31 年度の量の見込み（到達点）に向けて平均的に増加（または減少）するものとして算出しています。

$$\text{量の見込み} = \text{児童数（推計人口）} \times \text{潜在家庭類型の割合} \times \text{利用意向の割合}$$

※上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。

（各事業の具体的な算出方法は「別紙 1」、量の見込みは「別紙 2」参照）

【参考】潜在家庭類型の種類（国の手引きから抜粋）

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

3 次期計画における「量の見込み」について（案）

（1）次期計画策定に向けて国から示されている内容

国から、あらたに「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」が示されています（平成30年8月24日）。

その中で、量の見込みの算出等の考え方については、「第一期の支援事業計画の作成にあたって示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』を基本」とすることとされています。また、利用者支援事業については、「基本型・特定型と母子保健型を分けて記載」すること、「放課後児童健全育成事業及び幼稚園における預かり保育等の取扱いに関する量の見込みの算出方法等については、後日お示しする予定」であることなどが示されています。

（2）本市における「量の見込み」の算出にあたっての基本的考え方、算出方法

（各事業の具体的な算出方法については「別紙1」のとおり）

- ア ○現行計画と同様、国の基本指針や手引き等に基づき、対象となる児童数（推計人口）や利用ニーズ把握のための調査（平成30年度実施）結果、事業実績等をもとに、次期計画の最終年度である平成36年度の量の見込み（到達点）を算出します。
- 36年度に向けた各年度（32～35年度）の量の見込みについては、潜在的なニーズが徐々に顕在化する（またはニーズが徐々に下がる）と仮定し、現時点での31年度末の見込値を起点として、36年度の量の見込み（到達点）に向けて、平均的に増加（または減少）していくものとして算出します。
- イ 各事業の特性や実績など個別事情により、上記アによる算出が適当でない事業については、実情に応じて算出します。

※本日お示しする「量の見込み」（案）については、算出に用いている事業実績や推計人口等を計画策定までに最新データに更新することなどにより、変更となる場合があります。

(3) 推計人口について

量の見込みの算出にあたっては、平成27年度の国勢調査結果をもとに本市が29年度に算出した推計人口（以下、「元推計」）を一部補正（※）して使用します。

※補正内容：元推計の30年度の値を実績値に更新（置換）したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用して32年度以降の推計人口を算出

（単位：人）

	元推計	実績	推計人口（補正後）				
	平成30年度		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
0歳	29,077	27,561	26,478	26,127	25,881	25,692	25,535
1歳	29,630	29,210	27,915	27,452	27,092	26,839	26,648
2歳	30,394	30,098	28,602	27,952	27,484	27,120	26,868
3歳	29,502	30,621	30,616	29,926	29,243	28,748	28,364
4歳	29,475	30,310	31,113	30,255	29,577	28,904	28,420
5歳	30,203	31,105	30,250	31,107	30,249	29,573	28,903
0-5歳計	178,281	178,905	174,974	172,819	169,526	166,876	164,738
6歳	30,280	30,565	29,613	29,560	30,393	29,552	28,892
7歳	30,749	31,450	30,723	29,896	29,840	30,682	29,833
8歳	31,047	31,606	30,643	30,475	29,661	29,613	30,440
9歳	31,018	31,629	31,177	30,611	30,445	29,645	29,597
10歳	31,275	32,000	31,584	31,181	30,619	30,445	29,638
11歳	31,175	32,053	31,802	31,740	31,332	30,753	30,580
12歳	31,073	31,049	31,282	30,946	30,884	30,488	29,952
13歳	30,946	32,151	32,400	32,516	32,145	32,082	31,677
14歳	32,302	33,062	31,825	31,936	32,042	31,679	31,610
15歳	32,799	33,301	31,440	31,572	31,688	31,799	31,442
16歳	34,031	34,003	32,731	31,358	31,493	31,604	31,714
17歳	34,718	34,250	33,242	32,733	31,366	31,507	31,611
合計	559,694	566,024	553,436	547,343	541,434	536,725	531,724

(4) 「量の見込み」（案）について

各事業の「量の見込み」（案）については、「別紙1」及び「別紙2」のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業(13事業)に関する量の見込み(案)の算出シート

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)					
地域子ども・子育て支援事業		ア 妊婦に対して健康診査を実施する事業										
本市事業		妊婦健康診査事業										
事業内容		妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。										
対象年齢		—										
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※「手引き」に算出方法の記載無し									
		概要	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 母子健康法の規定による望ましい基準及び各年度の同法に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み =「補助券を利用可能な妊婦人数」×「妊婦一人当たりの平均使用回数」 (1)「補助券を利用可能な妊婦人数」=「妊娠届出数」+「妊婦異動届出数」 ※人口推計における0歳児の毎年度の増減率と同様に推移すると見込む。 (2)「妊婦一人当たりの平均使用回数」=11回(H26～H28年実績の平均)</p> <p>※ 途中年度(32～35年度)については、31年度見込値から計画最終年度(36年度)に向けて均等に量が推移するものとして算出。</p>					<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 母子健康法の規定による望ましい基準及び各年度の同法に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み(回/年)」=「妊娠届出数(見込)」×89.09%(妊娠届出数に対する出生割合平均)×「40歳以上割合」×7回/年 +「妊娠届出数(見込)」×89.09%×「40歳未満割合」×13回/年</p> <p>・40歳以上の出産については、健康診査のうち半数は保険適用となると想定し、7回の利用とした。 ・40歳以上出産割合は、毎年0.4%増加する見込みで算出した。 ・40歳未満は、12～14回分の利用と推定していることから、平均13回の利用とした。</p>				
	指標(単位)	延べ受診回数(年間)(回/年)										
	現行計画からの変更等の考え方	<p>・現行計画策定時は妊婦一人一人の補助券利用実績データを保有していなかったため推定値を用いていたが、母子保健システムの導入により、実績データを取得することが可能となったことから、この数値を採用した。</p> <p>・「補助券を利用可能な妊婦人数(※)」は、人口推計における0歳児の毎年度の増減率と同様に推移すると見込んだ。 ※次期計画から、他都市から転入者を含むこととする。</p> <p>・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から計画最終年度(36年度)に向けて均等に量が推移するものとして算出。</p>										
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
		351,576	346,938	342,301	337,664	333,027						

現行計画から変更のあった箇所(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業		ア 妊婦に対して健康診査を実施する事業					
	本市事業	妊婦健康診査事業					
対象年齢		—					
指標(単位)		延べ受診回数(年間)(回/年)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量 の 見 込 み (暫 定 値)	全市	351,576	346,938	342,301	337,664	333,027	
	鶴見区	32,025	31,602	31,180	30,758	30,335	
	神奈川区	25,294	24,960	24,626	24,293	23,959	
	西区	11,660	11,506	11,352	11,198	11,045	
	中区	14,755	14,561	14,366	14,172	13,977	
	南区	15,926	15,716	15,506	15,296	15,086	
	港南区	17,233	17,006	16,779	16,551	16,324	
	保土ヶ谷区	17,160	16,934	16,708	16,481	16,255	
	旭区	18,767	18,520	18,272	18,025	17,777	
	磯子区	15,014	14,816	14,618	14,420	14,222	
	金沢区	14,785	14,590	14,395	14,200	14,005	
	港北区	43,445	42,872	42,299	41,726	41,152	
	緑区	17,001	16,776	16,552	16,328	16,104	
	青葉区	28,372	27,998	27,623	27,249	26,875	
	都筑区	21,606	21,321	21,036	20,751	20,466	
	戸塚区	25,582	25,244	24,907	24,569	24,232	
	栄区	9,712	9,584	9,456	9,328	9,200	
	泉区	12,893	12,723	12,553	12,383	12,213	
瀬谷区	10,346	10,209	10,073	9,936	9,800		

地域子ども・子育て支援事業(13事業)に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)	
地域子ども・子育て支援事業		イ 乳児家庭全戸訪問事業						
本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業						
事業内容		子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員(横浜市子育て支援者、民生委員・児童委員、主任児童委員等)が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。						
量の見込み(案)算出の考え方	対象年齢	0歳						
	方法	国「基本指針」による						
		※「手引き」に算定方法の記載無し						
	算出根拠	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(抜粋) 出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み」＝「各年度0歳推計人口数」×「各年度訪問率※」 ※各年度訪問率は、各区の31年度見込値を基礎として、前年度比100.6% (27～29年度の伸び率の平均)で推移するものとする。 <u>ただし、区別訪問率の過去最高値98.6%(28年度保土ヶ谷区の実績)を上限とする。</u></p>					<p>■国の「基本指針」における参酌標準(抜粋) 出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「見込量(件)」＝「各年度0歳推計人口数」×「各年度訪問率」 ・各年度訪問率は、現状訪問率の伸びを加味して、31年度の目標値を90%に設定し、量の見込みを設定した。</p>	
	指標(単位)	訪問件数(年間)(件/年) 及び 訪問率(%)						
現行計画からの変更等の考え方	<p>・「現状訪問率の伸び」を、前年度比100.6%(27～29年度の伸び率の平均)で推移するものとした。</p> <p>・前年度比100.6%で推移した場合、36年度の目標値が100%を超えてしまう区があるため、該当区については、区別訪問率の過去最高値98.6%(28年度保土ヶ谷区の実績)を上限とした。</p>							
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度		
		24,861	24,675	24,579	24,539	24,524		
		93.9%	94.4%	95.0%	95.5%	96.0%		

現行計画から変更のあった箇所(アンダーライン)を付しています。

量の見込み・確保方策算出シート

地域子ども・子育て支援事業		イ 乳児家庭全戸訪問事業					
本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業					
対象年齢		0歳					
指標(単位)		訪問件数(年間)(件/年) 及び 訪問率(%)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の 見込み (暫定値)	全市	24,861 93.9%	24,675 94.4%	24,579 95.0%	24,539 95.5%	24,524 96.0%	
	鶴見区	2,267 95.7%	2,265 96.3%	2,260 96.9%	2,267 97.5%	2,270 98.1%	
	神奈川区	1,816 95.5%	1,818 96.1%	1,821 96.7%	1,816 97.3%	1,804 97.9%	
	西区	696 90.5%	695 91.0%	691 91.5%	690 92.0%	685 92.6%	
	中区	834 90.5%	832 91.0%	832 91.5%	832 92.0%	832 92.5%	
	南区	1,097 91.4%	1,089 91.9%	1,087 92.5%	1,086 93.1%	1,078 93.7%	
	港南区	1,157 90.5%	1,134 91.0%	1,118 91.5%	1,104 92.0%	1,090 92.6%	
	保土ヶ谷区	1,379 98.6%	1,390 98.6%	1,404 98.6%	1,420 98.6%	1,437 98.6%	
	旭区	1,403 93.7%	1,373 94.3%	1,358 94.9%	1,344 95.5%	1,335 96.1%	
	磯子区	1,136 94.5%	1,125 95.1%	1,113 95.7%	1,106 96.3%	1,099 96.9%	
	金沢区	1,052 93.4%	1,028 94.0%	1,013 94.6%	1,006 95.2%	991 95.8%	
	港北区	3,004 96.3%	3,003 96.9%	2,998 97.5%	3,003 98.1%	3,008 98.6%	
	緑区	1,243 90.5%	1,234 91.0%	1,230 91.5%	1,225 92.0%	1,232 92.6%	
	青葉区	1,983 91.1%	1,979 91.6%	1,989 92.1%	1,997 92.7%	2,013 93.3%	
	都筑区	1,502 94.9%	1,483 95.5%	1,478 96.1%	1,482 96.7%	1,492 97.3%	
	戸塚区	1,931 92.1%	1,910 92.7%	1,903 93.3%	1,902 93.9%	1,907 94.5%	
	栄区	655 92.7%	641 93.3%	628 93.9%	616 94.5%	611 95.1%	
	泉区	985 97.8%	968 98.4%	951 98.6%	938 98.6%	933 98.6%	
瀬谷区	721 96.1%	708 96.7%	705 97.3%	705 97.9%	707 98.5%		

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)	
地域子ども・子育て支援事業		ウ 子育て短期支援事業						
本市事業		子育て短期支援事業(①ショートステイ、トワイライトステイ)						
事業内容		児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童を児童家庭支援センター等で短期的な預かりを実施します。利用にあたっては、児童家庭支援センターへの登録が必要となります。事業内容として、宿泊を伴う「ショートステイ」、夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」、休日や学校が長期休業の場合の「休日預かり」を実施しています。						
量の見込み(案)算出の考え方	対象年齢		0歳～(おおむね)12歳					
	算出根拠	方法	本市独自の方法による					
		概要	<p>■本市における算出の考え方 本市における当該事業の主たる事業対象者は要支援家庭等であり、国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。</p> <p>■本市における算出方法 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み 「量の見込み(人)」＝「推計対象児童数(人)」×「利用率」 ・「推計対象児童数(人)」＝要保護児童等数 ・年度ごとの推計対象児童数は、各区の要保護児童数等の推計値を基礎とする。 ・「利用率」：ショートステイ＝0.12、トワイライトステイ＝1.09 (平成29年度の実績による割合) ※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。 ※ 「要保護児童等数」の推計の考え方については、別紙1-7参照</p>			<p>■本市における算出の考え方 本市における当該事業の主たる事業対象者は要支援家庭等であり、国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。</p> <p>■本市における算出方法 「量の見込み(人)」＝「推計対象児童数(人)」×「利用率」 ・「推計対象児童数(人)」＝要保護児童等数 ・年度ごとの推計対象児童数は、各区の要保護児童数等の推計値を基礎とする。 ・「利用率」：ショートステイ＝0.03、トワイライトステイ＝0.58 (平成25年度の実績による割合)</p>		
	指標(単位)		延べ利用者数(年間)(人/年)					
	現行計画からの変更等の考え方		<p>・算出方法に用いている「利用率」を直近の実績による割合に変更。</p> <p>・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p>					
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度		
		ショートステイ	601	629	656	683	710	
		トワイライトステイ	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452	

現行計画から変更のあった箇所(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業		ウ 子育て短期支援事業						
本市事業		子育て短期支援事業(①ショートステイ、トワイライトステイ)						
対象年齢		0歳～(おおむね)12歳						
指標(単位)		延べ利用者数(年間)(人/年)						
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の 見込み (暫定値)	全市	ショートステイ	601	629	656	683	710	
		トワイライトステイ	5785	5951	6118	6285	6452	
	鶴見区	ショートステイ	50	53	56	59	61	
		トワイライトステイ	480	500	520	539	557	
	神奈川区	ショートステイ	36	38	41	43	45	
		トワイライトステイ	350	364	378	392	405	
	西区	ショートステイ	15	16	17	18	19	
		トワイライトステイ	143	150	155	164	169	
	中区	ショートステイ	22	23	24	25	26	
		トワイライトステイ	207	215	223	232	240	
	南区	ショートステイ	27	28	29	30	32	
		トワイライトステイ	257	264	272	280	290	
	港南区	ショートステイ	32	32	33	34	36	
		トワイライトステイ	303	307	312	316	323	
	保土ヶ谷区	ショートステイ	31	32	34	36	38	
		トワイライトステイ	297	307	319	332	344	
	旭区	ショートステイ	38	39	40	42	43	
		トワイライトステイ	362	370	377	384	389	
	磯子区	ショートステイ	26	28	29	30	32	
		トワイライトステイ	252	262	271	279	289	
	金沢区	ショートステイ	30	31	31	32	33	
		トワイライトステイ	286	290	293	296	301	
	港北区	ショートステイ	58	61	64	68	72	
		トワイライトステイ	554	578	601	625	650	
	緑区	ショートステイ	31	33	34	35	37	
		トワイライトステイ	301	310	317	326	332	
	青葉区	ショートステイ	53	55	58	60	62	
		トワイライトステイ	512	524	537	550	566	
	都筑区	ショートステイ	43	45	47	48	50	
		トワイライトステイ	415	425	435	443	451	
	戸塚区	ショートステイ	48	50	52	55	57	
		トワイライトステイ	465	477	489	503	514	
	栄区	ショートステイ	18	19	19	19	20	
		トワイライトステイ	175	177	177	178	179	
泉区	ショートステイ	24	25	26	26	27		
	トワイライトステイ	232	235	239	243	246		
瀬谷区	ショートステイ	20	21	22	22	23		
	トワイライトステイ	193	197	201	202	206		

地域子ども・子育て支援事業(13事業)に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)						
地域子ども・子育て支援事業		ウ 子育て短期支援事業											
本市事業		子育て短期支援事業(②母子生活支援施設緊急一時保護事業)											
事業内容		1 母子生活支援施設緊急一時保護事業 DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を母子生活支援施設に一時的に入所させ、身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図ります。 2 妊娠期支援事業 緊急一時保護事業の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を母子生活支援施設に一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。											
対象年齢		0歳～17歳(同伴児童の年齢)											
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	方法		本市独自の方法による									
		概要		■本市における算出の考え方 当該事業は国の「子育て短期支援事業」の枠組みの中で実施しているものであるが、内容が国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。				■本市における算出方法 本市における母子生活支援施設緊急一時保護事業の利用実績の推移から算出する。 平成21年度～25年度の平均(57世帯)と25年度の実績(62世帯)とを比較した伸び率を29年度まで反映 ※平成27年度中の母子生活支援施設の定員増に伴う施設本入所への円滑な移行により、29年度まで増加 ※平成26年度は67世帯と想定 ※区別の見込み量は、【各区女性人口/全市女性人口】割合で計算					
	指標(単位)		延べ利用世帯数(年間)(世帯/年)										
	現行計画からの変更等の考え方		平成28年度にモデル実施し、平成29年度から本格実施した妊娠期支援事業について、年間の利用世帯数を推計し、前回算出した事業量に加えた。										
	量の見込み(案)		全市		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	92	92	92	92

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業		ウ 子育て短期支援事業					
本市事業		子育て短期支援事業(②母子生活支援施設緊急一時保護事業)					
対象年齢		0歳～17歳(同伴児童の年齢)					
指標(単位)		延べ利用世帯数(年間)(世帯/年)					
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
量の 見込み (暫定値)	全市	92	92	92	92	92	
	鶴見区	7	7	7	7	7	
	神奈川区	6	6	6	6	6	
	西区	2	2	2	2	2	
	中区	4	4	4	4	4	
	南区	5	5	5	5	5	
	港南区	5	5	5	5	5	
	保土ヶ谷区	5	5	5	5	5	
	旭区	6	6	6	6	6	
	磯子区	4	4	4	4	4	
	金沢区	5	5	5	5	5	
	港北区	8	8	8	8	8	
	緑区	5	5	5	5	5	
	青葉区	8	8	8	8	8	
	都筑区	5	5	5	5	5	
	戸塚区	7	7	7	7	7	
	栄区	3	3	3	3	3	
泉区	4	4	4	4	4		
瀬谷区	3	3	3	3	3		

地域子ども・子育て支援事業(13事業)に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業									
本市事業		①育児支援家庭訪問事業									
事業内容		区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。									
対象年齢		0歳～17歳									
方法		国「基本指針」による									
		※「手引き」に算出方法の記載無し									
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法</p> <p>1 育児支援家庭訪問員 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み =「要保護児童等数」×「実施割合」×「世帯平均訪問回数(回/年)」 (1)「実施割合」…36年度見込みを14.5%とする(27～29年度平均:9.0%) (2)「世帯平均派遣回数(回/年)」…36年度見込みを8回とする(27～29年度平均:7.4回) ※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度(32～35年度)については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p> <p>2 育児支援ヘルパー 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み =「要保護児童等数」×「実施割合」×「世帯平均派遣回数(回/年)」 (1)「実施割合」…36年度見込みを1.2%とする(27～29年度平均:1.0%) (2)「世帯平均派遣回数(回/年)」…36年度見込みを36回(月3回)とする(27～29年度平均:24.3回) ※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度(32～35年度)については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p> <p>※「要保護児童等数」の推計の考え方については、別紙1-7参照</p>					<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法</p> <p>①育児支援家庭訪問員 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(25年度登録者数)/(25年度18歳以下推計人口) ×(21～24年度の登録者数平均増加率)×(当該年度の18歳以下人口推計) ・「実施割合」=13.8%(25年度実績) ・「訪問回数」=5.87回(23～25年度の1家庭当たり平均訪問回数)</p> <p>②育児支援ヘルパー 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(同上) ・「実施割合」=1.33%(育児家庭訪問者数の10%を見込む) ・「派遣回数」=21.7回(23～25年度の1人当たり平均派遣回数)</p>				
		指標(単位)	延べ実施回数(年間)(回/年)								
現行計画からの変更等の考え方		<p>・現行計画策定時の「養育支援台帳」は、現在は「要保護児童等進行管理台帳」になっており、そこに登録されている「要保護児童数」を基礎数値とした。</p> <p>・「実施割合」及び「世帯平均訪問(派遣)回数(回/年)」は、直近3か年実績(27～29年度)を参考に、支援ニーズを踏まえ、36年度の見込みを設定した。</p> <p>・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p>									

量の見込み(案)	全市	家庭訪問	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
			6,765	6,790	6,815	6,840	6,859
			ヘルパー	2,550	2,553	2,556	2,559

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業		エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業						
本市事業		①育児支援家庭訪問事業						
対象年齢		0歳～17歳						
指標(単位)		延べ実施回数(年間)(回/年)						
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の 見込み (暫定値)	全市	家庭訪問	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859	
		ヘルパー	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560	
	鶴見区	家庭訪問	451	486	521	556	590	
		ヘルパー	169	181	193	205	220	
	神奈川区	家庭訪問	303	335	367	399	432	
		ヘルパー	113	124	135	146	161	
	西区	家庭訪問	192	189	186	183	178	
		ヘルパー	73	72	71	70	66	
	中区	家庭訪問	431	387	343	299	254	
		ヘルパー	163	146	129	112	95	
	南区	家庭訪問	394	372	350	328	308	
		ヘルパー	149	141	133	125	115	
	港南区	家庭訪問	464	434	404	374	343	
		ヘルパー	176	165	154	143	128	
	保土ヶ谷区	家庭訪問	380	376	372	368	363	
		ヘルパー	144	143	142	141	136	
	旭区	家庭訪問	465	451	437	423	411	
		ヘルパー	176	171	166	161	153	
	磯子区	家庭訪問	370	354	338	322	308	
		ヘルパー	140	134	128	122	115	
	金沢区	家庭訪問	348	342	336	330	322	
		ヘルパー	131	129	127	125	120	
	港北区	家庭訪問	583	610	637	664	692	
		ヘルパー	219	228	237	246	258	
	緑区	家庭訪問	356	356	356	356	356	
		ヘルパー	135	135	135	135	133	
	青葉区	家庭訪問	445	485	525	565	603	
		ヘルパー	167	181	195	209	225	
	都筑区	家庭訪問	406	425	444	463	480	
		ヘルパー	152	158	164	170	179	
	戸塚区	家庭訪問	461	483	505	527	548	
		ヘルパー	173	180	187	194	205	
栄区	家庭訪問	248	234	220	206	192		
	ヘルパー	94	89	84	79	72		
泉区	家庭訪問	219	229	239	249	260		
	ヘルパー	82	85	88	91	97		
瀬谷区	家庭訪問	249	242	235	228	219		
	ヘルパー	94	91	88	85	82		

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業									
本市事業		②養育支援家庭訪問事業									
事業内容		児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、養育者の不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ることを目的とします。 ①養育支援家庭訪問員(社会福祉主事任用資格、保育士、看護師、保健師のいずれかの有資格者)の継続訪問による相談・支援 ②養育支援ヘルパー(委託)による家事・養育の援助									
対象年齢		0歳～17歳									
方法		国「基本指針」による									
算出根拠		※「手引き」に算出方法の記載無し									
量の見込み(案)算出の考え方	概要	■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 1 養育支援家庭訪問員 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み 「量の見込み(回/年)」=「要保護児童数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」 ・「要保護児童数」=要保護児童数の推計の考え方については、別紙1-7参照 ・「実施割合」=5.4%(27～29年度の「訪問世帯数/要保護児童数」の平均) ・「訪問回数(回/年)」=36年度見込みを21回とする(27～29年度平均13.5回) 2 養育支援ヘルパー 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み 「量の見込み(回/年)」=「要保護児童数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」 ・「要保護児童数」=要保護児童数の推計の考え方については、別紙1-7参照 ・「実施割合」=2.6%(27～29年度の「派遣世帯数/要保護児童数」の平均) ・「派遣回数(回/年)」=36年度見込みを84回とする(27～29年度平均72.5回) ※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。					■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。 ■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 ①養育支援家庭訪問員 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(25年度登録者数)/(25年度18歳以下推計人口)×(21～24年度の登録者数平均増加率)×(当該年度の18歳以下人口推計) ・「実施割合」=5.6%(25年度実績) ・「訪問回数」=10.58回(23～25年度の1家庭当たり平均訪問回数) ②養育支援ヘルパー 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(同上) ・「実施割合」=2.18%(25年度の実績) ・「派遣回数」=44.56回(23～25年度の1人当たり平均派遣回数)				
	指標(単位)	延べ実施回数(年間)(回/年)									
	現行計画からの変更等の考え方	・現行計画策定時の「養育支援台帳」は、現在は「要保護児童等進行管理台帳」になっており、そこに登録されている「要保護児童数」を基礎数値とした。 ・「実施割合」は、年度による増減が大きいため、単年度の実績ではなく、直近3か年平均値(27～29年度)を採用することとした。 ・「訪問・派遣回数(回/年)」は、支援ニーズを踏まえ、1世帯あたり回数を設定することとした。 ・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。									
量の見込み(案)	全市		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度				
		家庭訪問	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187				
		ヘルパー	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912				

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業		エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業						
	本市事業	②養育支援家庭訪問事業						
対象年齢		0歳～17歳						
指標(単位)		延べ実施回数(年間)(回/年)						
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の 見込み (暫定値)	全市	家庭訪問	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187	
		ヘルパー	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912	
	鶴見区	家庭訪問	423	428	432	437	441	
		ヘルパー	811	819	826	833	840	
	神奈川区	家庭訪問	323	326	329	333	336	
		ヘルパー	649	655	661	666	672	
	西区	家庭訪問	121	122	123	125	126	
		ヘルパー	243	246	248	250	252	
	中区	家庭訪問	181	183	185	187	189	
		ヘルパー	325	327	330	333	336	
	南区	家庭訪問	222	224	226	229	231	
		ヘルパー	406	409	413	416	420	
	港南区	家庭訪問	242	244	247	249	252	
		ヘルパー	487	491	495	500	504	
	保土ヶ谷区	家庭訪問	262	265	268	270	273	
		ヘルパー	487	491	495	500	504	
	旭区	家庭訪問	302	306	309	312	315	
		ヘルパー	568	573	578	583	588	
	磯子区	家庭訪問	222	224	226	229	231	
		ヘルパー	406	409	413	416	420	
	金沢区	家庭訪問	242	244	247	249	252	
		ヘルパー	487	491	495	500	504	
	港北区	家庭訪問	504	509	514	520	525	
		ヘルパー	974	982	991	999	1,008	
	緑区	家庭訪問	262	265	268	270	273	
		ヘルパー	487	491	495	500	504	
	青葉区	家庭訪問	443	448	453	457	462	
		ヘルパー	811	819	826	833	840	
	都筑区	家庭訪問	343	346	350	353	357	
		ヘルパー	649	655	661	666	672	
	戸塚区	家庭訪問	403	407	412	416	420	
		ヘルパー	811	819	826	833	840	
	栄区	家庭訪問	141	143	144	146	147	
		ヘルパー	243	246	248	250	252	
	泉区	家庭訪問	181	183	185	187	189	
		ヘルパー	406	409	413	416	420	
瀬谷区	家庭訪問	161	163	165	166	168		
	ヘルパー	325	327	330	333	336		

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		エ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業									
本市事業		③要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)									
事業内容		「要保護児童対策地域協議会」は、児童福祉法第25条の2に規定されている子どもを守るための地域ネットワークで、要保護児童等の適切な保護または適切な支援のため、関係機関が円滑に連携していくことを目的として設置しています。 本市の「要保護児童対策地域協議会」は、市全体の代表者による「代表者会議(横浜市子育てSOS連絡会)」、各区の実務者による「実務者会議(各区虐待防止連絡会)」、個々の事例に直接関わる関係者によって行われる「個別ケース検討会議」の、3つで構成されています。 「個別ケース検討会議」は、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、関係機関と共に支援方針を検討する重要な会議で、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、必要に応じて開催します。									
対象年齢		0歳～17歳									
方法		国「基本指針」による									
		※「手引き」に算出方法の記載無し									
量の 見込み (案) 算出の 考え方	算出根拠	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み 「量の見込み(件/年)」=「要保護児童数(推計)」×「個別ケース検討会議実施割合」 ※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p> <p>・「要保護児童数」の算出方法: 1 平成27年度(H28.3月末時点)の区別の要保護児童数(「要保護児童等進行管理台帳」システムから出力。以下同じ)を平成27年度の区別の児童人口で除して、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:① 2 平成29年度(H30.3月末時点)の区別の要保護児童数を、平成29年度の区別の児童人口で除して、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:② 3 ①と②を比較し、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合の1年あたりの増減率を算出する:③ 4 ③の増減率を用いて平成36年度の区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:④ 5 平成36年度の区別の児童推計人口に④を乗じて、平成36年度の「要保護児童数」を推計</p> <p>・個別ケース検討会議実施割合:38% (平成27年度から平成29年度の3か年の要保護児童数に対する「個別ケース検討会議」の実施割合の全市平均38%)</p>					<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み(件/年)」=「養育支援台帳登録者数(Eランクを除く)」×「実施割合」</p> <p>・「養育支援台帳登録者数」の算出方法 1. 25年9月時点の区別の要支援児童及び要保護児童数(以下「要支援児童等数」という)に24年度末の児相の児童虐待新規把握者数の年齢区分(6階層)別の比率を乗じて区別年齢階層別の要支援等児童数を推計:① 2. ①を25年度区別・年齢階層別推計人口で除して、区別年齢階層別の要支援等児童割合を推計:② 3. 27～31年度区別年齢階層推計人口に②を乗じる:③ 4. 21年度から24年度の児相の児童虐待新規発見数の年齢階層増加率を年率換算する:④ 5. ④をもとに年齢階層別5年間の伸び率テーブルを作成する:⑤ 6. ③に⑤を乗じる=「養育支援台帳登録件数」</p> <p>・実施割合 : 28.1% (25年度の「養育支援台帳登録者数(Eランクを除く)」に対する「個別ケース検討会議」の実施割合の全市平均)</p>				
	指標(単位)	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数(年間)(件/年)									
	現行計画からの 変更等の考え方	<p>・平成26年度に、区に「虐待対応調整チーム」を設置し、区役所も児童虐待の通告受理機関として、区と児童相談所が連携して、児童虐待対応を行う体制とした。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関を、区役所が担うこととなった。</p> <p>さらに、区と児童相談所の連携強化のため、双方で支援が必要な事例を把握し、連携して進行管理ができるよう、共有のランク表を作成し、会議等を行う仕組みとした。併せて、「養育支援台帳システム」から、「要保護児童等進行管理台帳システム」にシステム改修を行い、区と児童相談所の双方で確認できる仕組みをつくった。</p> <p>こうしたことにより、平成25年度の策定時には、区と児童相談所で統一化されていなかった要保護児童数が、平成27年度から同一基準でシステムにより正確に把握できるようになったことから、この数値をもとに、個別ケース検討会議の開催回数を推計することとする。</p> <p>・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p>									
量の 見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
		1,674	1,693	1,707	1,722	1,744					

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

- 【用語解説】
- 要保護児童数：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第6条3第8項規定）として、児童相談所及び区役所が把握している児童の数
 - 要保護児童等数：要保護児童に加え、「要支援児童」「特定妊婦」を加えた数
 - 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条3第5項規定）として、児童相談所及び区役所が把握している児童の数
 - 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条2第5項規定）として児童相談所及び区役所が把握している妊婦の数

地域子ども・子育て支援事業		工 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業				
本市事業		③要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)				
対象年齢		0歳～17歳				
指標(単位)		要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数(年間)(件/年)				
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
量の 見込み (暫定値)	全市	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744
	鶴見区	144	146	147	148	150
	神奈川区	106	107	108	109	110
	西区	44	45	45	45	46
	中区	62	63	64	64	65
	南区	75	76	76	77	78
	港南区	84	84	85	86	87
	保土ヶ谷区	89	90	91	92	93
	旭区	101	102	103	104	105
	磯子区	75	76	76	77	78
	金沢区	78	79	79	80	81
	港北区	169	171	172	174	176
	緑区	86	87	88	89	90
	青葉区	147	148	150	151	153
	都筑区	117	118	119	121	122
	戸塚区	133	135	136	137	139
	栄区	46	47	47	47	48
泉区	64	65	66	66	67	
瀬谷区	54	54	55	55	56	

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」(案)

名称	本市事業		単位	現行計画					次期計画				
				H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
				計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (中間見直し後)	計画値 (中間見直し後)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業		延べ受診回数(年)	376,340	373,175	370,042	359,161	356,212	351,576	346,938	342,301	337,664	333,027
				368,658	357,955	347,850							
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業		訪問件数(年)	25,229	24,921	24,625	27,728	27,273	24,861	24,675	24,579	24,539	24,524
				28,152	27,723	26,348							
			訪問率(年)	87.4%	88.6%	89.7%	93.3%	93.4%	93.9%	94.4%	95.0%	95.5%	96.0%
				91.0%	93.2%	92.1%							
子育て短期支援事業	ショートステイ		延べ利用者数(年)	189	207	231	515	574	601	629	656	683	710
				(※) 721	(※) 400	(※) 493							
	トワイライトステイ		延べ利用者数(年)	3,642	4,040	4,476	5,028	5,618	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452
				(※) 3,962	(※) 4,073	(※) 4,556							
	母子生活支援施設緊急一時保護事業		延べ利用世帯数(年)	72	77	82	82	82	92	92	92	92	92
				67	73	92							
養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859
				(※) 3,782	(※) 3,880	(※) 4,462							
			ヘルパー 延べ実施回数(年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560
				(※) 1,490	(※) 1,423	(※) 1,615							
	養育支援家庭訪問事業		家庭訪問 延べ実施回数(年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187
				(※) 3,009	(※) 2,834	(※) 2,960							
			ヘルパー 延べ実施回数(年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912
				(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557							
	要保護児童対策地域協議会		検討会議件数(年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744
				1,408	1,517	1,629							

※ 量の見込みの実績値欄について、事業の性格や実施状況によりニーズ量を正確に把握することが困難な場合には、当該事業の実情に応じて利用実績等を記載しています。

名称	本市事業		単位	現行計画					次期計画							
				H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36			
				計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (下段:実績)	計画値 (中間見直し後)	計画値 (中間見直し後)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値			
病児保育事業	病児保育事業		実施箇所数	27	27	27	27	27	29	29	29	29	29			
				27	27	27										
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー		実施箇所数	23	23	23	23	23	27	27	27	27	27			
				23	23	23										
	保育・教育コンシェルジュ事業		実施箇所数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18			
				18	18	18										
	母子保健コーディネーター		実施箇所数	—	—	—	—	—	18	18	18	18	18			
				—	—	—										
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業等		延べ利用者数(月)	57,045	60,488	63,918	71,504	77,695	79,177	80,660	82,143	83,626	85,109			
				(※) 61,800	(※) 62,614	(※) 62,535										
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での一時預かり		1号認定利用	延べ利用者数(年)	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	287,194	288,348	289,502	290,656	291,810		
					(※) 522,192	(※) 541,479	(※) 537,103									
					2号認定利用	延べ利用者数(年)	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	1,247,808	1,286,704	1,325,600	1,364,496	1,403,391
							(※) 702,423	(※) 790,263	(※) 877,749							
	その他(保育所での一時保育、横浜保育室での一時保育、乳幼児一時預かり事業、親と子のつどいの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム等)		延べ利用者数(年)	365,351	408,861	452,358	518,102	583,843	366,933	379,963	392,993	406,023	419,053			
				(※) 313,756	(※) 315,111	(※) 306,763										

※ 量の見込みの実績値欄について、事業の性格や実施状況によりニーズ量を正確に把握することが困難な場合には、当該事業の実情に応じて利用実績等を記載しています。